

第 5 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年8月10日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町
合併協議会事務局

第5回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

○日 時 平成14年8月10日（土曜日） 午後1時30分～午後4時57分

○場 所 徳山市 遠石会館

○議事日程

（議案）

第29号 合併協定項目19「国民健康保険制度の取扱い」

第30号 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」
（3）「水道事業」、（11）「同和対策事業」

第31号 合併協定項目13「一部事務組合等の取扱い」

（継続協議）

合併協定項目22「新市建設計画」

（その他）

○出席委員（会長含む）（42名）

会 長 河 村 和 登

委 員 吉 村 徳 昌	藤 井 康 弘	山 下 波留子	原 田 聡
大 田 良 充	和 田 明 信	黒 神 公 直	廣 本 武 生
岡 林 久 熊	吉 平 龍 司	志 賀 武 男	岡 田 実
田 村 勇 一	中 村 秀 昭	今 井 和 代	西 村 上 一
倉 住 栄	福 田 文 治	藤 村 周 介	住 田 宗 士
兼 重 元	児 玉 研 一	三 浦 義 孝	津 田 孝 道
渡 辺 輝 明	田 中 泰 典	徳 本 豊	吉 松 敬 格
上 田 悟	中津井 求	角 田 美彌子	土 井 公 夫
松 永 正 之	一 原 英 樹	田 崎 義 雄	
石 川 光 生	青 木 孝 二	福 田 孝 志	
宗 東 博 昭	林 重 男	兼 石 慧 子	

○欠席委員（4名）

宮 崎 進 清 永 一 彦 末 次 雅 文 村 川 哲 夫

〔午後１時３０分開会〕

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から、第５回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催させていただきます。

まず最初に、会長に一言ごあいさつをお願い申し上げます。

（河村和登会長）

それでは開会にあたりまして、会長として一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、皆様方お盆前の大変お忙しい中を、また暑い中を御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、合併協議も今回で第５回目でございますけれども、大詰めの段階といいたししょうか、そういう流れになろうかと思ひます。来年４月２１日に新市を誕生さすということで、さらに皆様と力をあわせていきたいというように思っております。

先日、「合併に未来をたくす女性の会」の皆様が、私をはじめ各首長さんのところに、しっかり頑張ってくださいということで花束を持って、最後の最後まで気を引き締めて頑張るよという激励の御言葉をいただきまして、大変感激をいたしたところであります。そういう声は今各地域で起こっておりまして、そのことを私たち各首長がしっかり心に留めて頑張ろうということをして先日の首長会議でも申し合わせたところであります。

さて、合併準備事務の方でございすけれども、本協議会におきましても３５の合併協定項目がございすけれども、既に皆様方御存知のように、３０項目が終えられたわけでありす。これは、皆様の方の賛同をもって御決定をさせていただいたものでございす。

きょうは、継続協議となっております「新市建設計画」また、「国民健康保険制度の取扱い」「水道事業」「同和対策事業」「一部事務組合等の取扱い」についてを御協議を申し上げたいということで、第５回目の協議会でございます。皆様方の御意見を十分いただきながら決定をさせていただけたらと思ひます。

御出席いただきました皆様に感謝を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（事務局）

それでは、早速、議事に入りたいと思ひます。

本協議会の議長は、規約により、会長が務めるということになっておりますので、これからの議事の進行は会長さんの方で、ひとつよろしく御願ひ申し上げます。

（河村和登議長）

それでは、会議を進めさせていただきたいと思ひます。まず最初に本日の会議録の署名委員でございすけれども、私の方で御指名をさせていただきます。徳山市の住田委員さん、新南陽市の中村委員さん、熊毛町の田中委員さん、鹿野町の土井委員さんとさせていただきます。皆様方には、よろしく御願ひを申し上げます。

早速でございすけれども、御手元に御案内のなかで差し上げておりますが、議案第２９号合併協定項目の１９でございす「国民健康保険制度の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

まず事務局の方から説明を申し上げます。

（事務局）

それでは、議案第２９号合併協定項目１９「国民健康保険制度の取扱い」について御説明をさせていただきます。

御承知のように、国民健康保険は市町村が保険者となりまして、世帯主から保険料を徴収して運営するものでありますが、2市2町におきましては、保険料のかわりに地方税として国民健康保険税を課しているところや保険制度の運営状況、負担割合も各市町で異なっております。

こうした場合、急激な負担の変化がないよう地方税と同様に不均一賦課することもできますが、当該制度の趣旨から、なるべく早く統一していくことが望ましいと思われれます。このようなことを踏まえまして、各事項の調整が行われております。

議案等関係資料の1ページをご覧くださいと存じます。

それでは、今回、法の改正、制度等の変更や廃止に伴うものとしまして、まず賦課割合についてであります。2市2町とも14年度ですべて平準化が実施されましたことから、「現行のまま新市に引き継ぐ」としてしております。ただし書きにつきましては、従前の「急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする」としてしております。納付回数・納期につきましては、「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしておりますが、納期につきましては、第1期・7期・8期が異なっておりますことから、「別に調整する」といたしております。保険料の軽減につきましては、賦課割合に対しまして軽減割合が決まりますことから、2市2町とも平準化が実施されましたので、軽減割合が70%、50%、20%となりました。このことから調整案は「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしております。なお、議案等関係資料2ページ、3ページに関係資料を添付いたしておりますので御参照ください。

次に、人間ドック検診費助成についてであります。検査項目や基準額等につきましては、今後各医師会と協議を進めていく必要があります。補助率につきましては、平成14年度に熊毛町が外来、宿泊、脳ドックすべてについて90%に改正されましたことによりまして、「熊毛町の例により調整する」としてしております。議案等関係資料8ページに関係資料を添付いたしておりますので御参照ください。

なお、8月5日に開催されました幹事会に御提案し、御承認をいただいておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、別にお配りをいたしました追加資料につきまして御説明を申し上げます。

追加資料の1ページをお開きください。

合併後の国民健康保険の保険料につきましては、調整案でお示ししていますように、「合併することによる保険料の急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずる」としていますことから、シミュレーションを行い、現行との比較をお示ししたものでございます。

1、2ページは、医療分と介護分をあわせた2市2町の保険料に3億円の繰入れを行った場合のもので、3、4ページは5億円の繰入れを行った場合のものでございます。

いずれも各市町別に現行の保険料との差額を所得階層別の世帯数であらわしているものでございます。1ページから御説明いたしますと、3億円の繰入れでは、徳山市では約7割の世帯が減額になります。新南陽市ではほとんどの世帯が減額になります。また、熊毛町ではほぼ全世帯が増額になります。鹿野町では4割の世帯が減額になる状況でございます。3ページからは5億円の繰入れを行った場合の状況をお示しいたしております。できるだけ低所得者層の負担を軽くするための取り組みを行った結果でありまして、徳山市では約9割の方が減額になり、新南陽市ではほぼ全世帯が減額になります。また熊毛町では約8割の世帯が減額になり、鹿野町では約5割弱の世帯が減額になるという状況になっております。

このようなシミュレーションをもとに「保険料の急激な負担増に配慮する」とのことから、専門部会では5億円の繰入れということで調整を行ってまいっております。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今事務局より議案第29号でございます「国民健康保険制度の取扱い」について御説明を申し上げましたけれども、皆さん方の方で何かお気づきの点、御質問等々がございましたら、御発言をいただきたいと思います。はい、どうぞ、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

調整案については了解をいたしますが、ただ、この5億円の繰入れというのが、今説明の中では徳山90%、新南陽100%弱、熊毛80%、鹿野50%と、こういった形で減額になりますが、3年という一応のめどになっております。そしてその5億円の財源というのが、いわゆる合併の特別交付金8億円のうちの2億円ずつの3カ年、それから一般会計からの3億円と、こういうふうになっておると思いますが、果たして18年度からの見通しということになれば一体どうするのか、これほど大幅に金額が繰入れということであるなら、相当なやはりアクションをここでとらなければ、18年度以降の正常な国保会計そのものの運営が難しいんじゃないかと私は考えております。

もとより、国民健康保険制度ですから、均等なサービス、当然均等な負担ということは原則でありますし、さらにまた国保制度でありますから、いわゆる助け合い精神、互譲互助ということでもありますから、独立採算と言えるかと思っておりますので、こうしたたとえ合併によっての不均一を解消をするがための措置と言われております。その分については納得はいたしますが、当面のリスク回避ということでの小手先の措置では、決してこれが恒常的な形でいいものになると思いません。ですから、ここにどういう手だてを講じて18年度以降から正常な国民健康保険制度を運用するのかといったことを私は危惧しておるわけであります。でき得ればこれについても十分国民健康保険制度そのものの健全な運営ということで、プロジェクトといえは非常に気安い言い方をいたしますけれども、しかし何らかのそういったきちっと研究する機関を設置をして、これらについては十分な3カ年間という時間の中で将来に備えるという法則が講じられてもよろしかろうかと私は思うんでありますが、いかがお考えでありますかお尋ねをいたします。

(河村和登議長)

担当部長。

(守田健一住民部会委員)

まず、お尋ねの点につきまして、今回の5億円のシミュレーションにつきましての御説明をもう少し触れさせていただきたいというふうに考えております。

保険料負担を抑えるために5億円を必要とした理由でございますけれども、平成11年度のシミュレーションと比べまして、今回はその3年後、平成14年度のデータでシミュレーションをいたしております。14年度と11年度を比べてみますと、まず保険給付費、老人保健拠出金は平成7年度以降2市2町で2.6%、毎年約2億円ふえておるという状況がうかがえます。特に11年度以降は伸び率がさらに高くなっておりまして3.7%、毎年3億円ベースでふえておるということでございます。反面、保険料収入でございますけれども、長引く景気低迷によりまして国保加入者の平均の所得が落ち込んでおりまして、13年度は一般分の所得割の課税対象額が2市2町あわせまして4.4%、約6億7,000万円の減というふうな状況になろうかと思います。この額に仮に徳山市の所得割率7.5%を当てはめてみますと、保険料収入は約5,000万円の減というふうになろうかと思います。単純計算ですけれども、毎年歳出が3億円ふえるということに対しまして5,000万円の減の保険料収入ということで対応しているのが状況でございます。したがって、いろいろと今御指摘をいただきましたような御懸念もあろうかというふうに思うわけでございますけれども、これまでの議論を踏まえまして、部

会の方では5億円の繰入れということで検討してまいりました。これが現状では一番適切ではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

また、それでは3年先はどうなるのかというふうなことのお尋ねもあったかと思いますが、御承知のように、制度改革等、いろいろ議論もされておるわけでございまして、現時点では将来に対する見通しがなかなか読めないというふうな状況にあるわけでございます。したがって、現状では部会の方では5億円の繰入れが適切ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

（河村和登議長）

はい、どうぞ。

（兼重 元委員）

確かに御説明ではわかりますが、18年度以降はどうするのかということで私もちょっと提案させていただきましたが、これらを健全な運営をするがための一つの検討するようなプロジェクト、あるいはそうした機構を設けて、きちんと3カ年間の間にそうしたものを策定していくというか、これを今お尋ねしておるんですが、皆さんに会長の方からもお諮りしていただきたいんですが、ただ合併をして、とりあえず今のように激変緩和をするがために5億円を繰入れれば何とかクリアできるということでは済まないはずなんです。もう現実には3年たったら、その原資そのものをどっから捻出するかという、もう厳粛な事実が待っているわけです。ですからこそ3カ年間の間という、ある期間の中で、どれほどまでにこれを制度として正常化するかといったことを有識者なりがやっぱりきちんと知恵を絞って、新市の国保制度そのものをきちんとつくり上げていくということを私は今提案しておるわけでありまして。

そういうことで、会長の方からも皆さんの御意見を諮っていただいて、やはりこの会議の場できちんとこういったことを担保しとかんと、単に新市になって行政任せでやりますぞということにはならない、私はそういう意味で非常に懸念をしておるわけでありまして。そこでいかがでしょうか。

（河村和登議長）

兼重委員さんの方から国保会計のことについての中で、今特別交付金の8億円を一部繰入れることによって今の2市2町の国保会計をスムーズに出発させたいということで、それは3年間の間ですと、3年後からどうするかということについて、今少子高齢化の中で新市の国保会計の健全な正常なあり方についてもここでしっかり議論しとって方向性を見出してほしいということでもあります。言われるとおりだと思います。

今、御指摘のように、新市が誕生して、その中で今御提案がありましたように、国保会計の健全化を目指して、例えば有識者がプロジェクトを立ち上げてしっかり将来を見通した取り組みをすると、そういう流れをここでしっかり議論しとこうじゃないかということでもあります。そのことについて皆さん方の中で御意見、御発言があればいただきたい。はい、藤井委員さん。

（藤井康弘委員）

徳山市議会の特別委員会の方では、今回の調整案について意見交換をしたんですけど、少数意見として、今、兼重委員の方から言われたと同趣旨なんですけど、3年間は一般会計から繰入れがあるのでいいのだが、その4年目からどうなるかという点が不明確なので賛成しがたいという少数意見がありました。ただ、大方の意見とすれば、その点については新市の市長、それから議会の方で十分協議して対応策を改めて考えるべきだと、それがどういう形になるか、今、兼重委員が言われたような形のプロジェクトチーム的な形、そういうふうなものをつくってやるのも一つの方法だろうと思います。そういう趣旨で賛成です。

それで、私の個人的な考えなんですけど、医療保険制度というのが実は地方分権が一番最初

になされたものなんですけれども、実を言うと、医療サービスというのが最も国民が平等のサービスを受ける性格のものであるという点で、皮肉なことに最も地方分権にふさわしくないものが最初に地方分権されていたと。本来地方分権されるべきまちづくりとかそういったものが中央集権されていたという点がありまして、個人的にはやはり抜本的な制度改正をしないと、現状の国民健康保険制度のままでどこをどういじくろうと、やっぱりみんなが納得いくような解決というのはこれは不可能だと思います。だから、そういうふうな抜本的な制度改正も含めた提言も行うという点も含めて、新市になってこういうプロジェクトチームなり専門性のある会議をつくって十分検討すべきだというふうに思います。

（河村和登議長）

ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ。

（一原英樹委員）

今、国保のことについて議論されております。確かに兼重委員が言われたように、また藤井委員さんが言われたように、このままではいけない。私たちは3市2町ときにはまだ平準化をしておりませんでしたので、この激変緩和ということですごく心配しました。私たちも平準化をし、その議論をしながら、かなり皆さんと同一になったわけでございます。必ずまたこの3年後にはこの大きな激変緩和というものが私たちにもやってまいります。でも、いつまでもこの財政支援というものを続けるかという、それは無理なところがある。国民保険の人と勤労者の世帯の方ですね、そういうふうな二重的な支払いといいますか、税の支払いが起こる。そういったことですから、ぜひこの国保会計についてのプロジェクトチームという話が出ましたが、新市になってみんながどうしたらいいのかということを議論しようという、みんなの総意というんですか、それだけはこの場でとっておけばいいんじゃないかと思います。私はこの案には賛成をいたします。

鹿野町でも3年を5年にしたらどうかという意見も少数意見で出ましたけれども、先ほどの財政的なことから考えても3年が妥当だと思いますし、今後の課題としてみんなが真摯に考えるべきだと私は思います。この議案に賛成します。

（河村和登議長）

ありがとうございます。ほかに。いいですかね。

今、皆さん方にお示しをいたしております議案第29号合併協定項目19の「国民健康保険制度の取扱い」でございますけれども、今回お示しをいたしましたのは5億円繰入れて2市2町の国民健康保険をスムーズにやっという。それが3年間ですと。その3年間の後のこともしっかり見通しながら、今御提案がありましたように、健全な正常な新市の国民健康保険が運営できるようにプロジェクト等を立ち上げて、また抜本的な取り組み制度の改正等も含めてしっかり検討していこうという、この協議会の中でそういう方向で進みなさいという意見が出されました。これを生かしてこれから取り組んでいただくようにしていきたいと思います。そういう形で今御提案申し上げております議案第29号については御賛同をいただけるということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（河村和登議長）

それでは、ただ今議題とさせていただいております議案第29号につきましては原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第30号合併協定項目21であります「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」についてでありますけれども、今回2事業ありますので、まず「水

道事業」から入りたいと思います。

「水道事業」につきまして、事務局の方から御説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第30号合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」、このうちの「水道事業」について御説明を申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをご覧いただきたいというふうに存じます。

水道事業といたしましては、8事業の21項目についてお諮りをするものでございますが、表中の網かけ部分以外の項目につきましては、3市2町合併協議会で御決定をいただきました内容を変更することなく調整案といたしております。

次に、議案等関係資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。先ほどの表中の網かけ部分につきまして、①、②に3市2町の調整方針を変更する8項目の変更内容を載せております。

御承知のように水道事業そのものは現在2市2町にございますが、計画給水人口が5,001人以上の上水道事業といたしましては、徳山市が2事業、新南陽市が1事業の3事業ございます。これらにつきましては、地方公営企業法の規定に基づき、法適用公営企業会計として会計処理が2市の水道局で行われております。

また、計画給水人口が5,000人以下の簡易水道といたしましては、徳山市が5事業で、これは上水道同様、地方公営企業法を適用をいたしております。一方、地方公営企業法を適用していない簡易水道事業といたしましては、新南陽市に1事業、熊毛町に12事業、鹿野町に2事業の15の事業で、簡易水道事業といたしましては20の事業がございます。

議案関係資料の15ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、上水道事業でございますけれども、上水道事業は2市のみで実施をいたしております。2町には上水道事業はございません。水道料金の調整に当たりましては、現状で2つの問題点が考えられます。まず1点目に、料金の単価がそれぞれ異なっていることでございます。2点目といたしまして、料金体系に違いがございます。徳山市は量水器の口径別料金で、新南陽市は口径別と用途別料金体系の併用となっております。追加でお配りをいたしました資料の5ページに水道料金の比較表を載せておりますけれども、水道料金につきましては、さまざまな事情から、2市2町間で格差があり、一般の家庭用で比較をいたしました場合、量水器の口径13ミリで月に10㎥使用した場合、徳山市におきましては1,407円、新南陽市では1,344円、熊毛町では1,036円、鹿野町では945円と、一番高い徳山市と一番低い鹿野町を比較をいたしますと、1カ月で462円の差がございます。また一般的な家庭で使用すると思われる25㎥で比較をいたしました場合、徳山市におきましては4,168円、新南陽市が3,612円、熊毛町では2,595円、鹿野町では2,520円となっております。このように住民にかかる負担は格差がございますが、一般的に考えれば、住民負担の公平を図る意味から、市内同一料金が望ましいと思われれます。しかしながら、合併時におきまして、将来の整備計画等を立てないまま料金で統一することは水道事業の経営上、困難でございます。したがって、水道料金については、将来的には統一を図ることが望ましいことから、法適用の上水道事業の水道料金は「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。次に、料金体系につきましては、徳山市のような口径別の料金体系が主流となりつつありますので、新市移行後、料金改定時に口径別料金体系に統一をするとし、当面は料金と同様に「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。

次に、17ページの簡易水道の事業についてでございますが、簡易水道事業は2市2町で20カ所実施をいたしております。簡易水道の事業に関する問題点といたしましては、まず運営方法で徳山市は公営企業法に基づき水道局が水道事業と同様に5事業の簡易水道を経営をい

たしておりますけれども、1市2町の15の事業は市町長部局で経営をいたしております。このことにつきましては、それぞれの設置場所が離れている等の地理的条件により同一事業とすることは困難であり、現状どおり各事業ごとに運営を行わざるを得ないと思われまゝす。管理面については、水道局が管理しているところと市町長部局が管理しているところがございすが、上水道事業と簡易水道事業の間に特別の差異を設ける必要がないこと及び法適用した場合は、水道局により行うことが適当と考えられますので、「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。料金につきましても、新市において、同一の供給サービスを受けるならば、上水道料金との統一を図ることが望ましいと思われまゝす、それぞれの地域特性を考慮するならば、合併時においては現行料金体系を維持し、当分の間経過後に段階的に法適用にしていきながら、同一の料金に移行していくこととし、調整案は「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。料金体系につきましても上水道と同様にそれぞれ異なっておりますけれども、供給サービスに違いはないため、上水道事業と同様の調整案とし、「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしました。

19ページの水道料金の算定・収納のうち、料金の算定でございすが。

水道料金が合併時は現行どおりのため、算定についても利用者への周知徹底ができるまでの1年から2年程度は現行どおり新南陽市、鹿野町については1カ月、徳山市、熊毛町については2カ月ごとを1期分として算定することとし、3市2町の調整案でありました「2カ月分を1期分とする、徳山市の例により調整する」、これを「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」と、この調整案に変更をいたしました。納期及び数量の認定の取扱いにつきましては、3市2町の合併協議会で決定をいただきました内容を変更することなく調整案といたしております。

加入金につきましては、水道財政基盤の強化を目的としておりまして、水道料金同様、重要な収入源となっております、利用者からの料金等の収入で運営を行っております水道事業にとりまして、この加入金を廃止した場合は、水道料金に影響を及ぼすおそれがございます。また、水道事業に関しましては2市とも、簡易水道につきましては鹿野町を除き、これまで新規加入者について徴収をしてきておりますことから、今後の加入者との間に不公平が生じます。本制度については、新規加入者や口径を大きくする場合に徴収するものでございまして、対応策としては、当分の間現行どおりとするが、新市移行後の料金改定時に上水道及び簡易水道事業で徴収することとし、調整案は「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」といたしております。

聴 手数料につきましては、流末工事検査手数料をしては、市2聴梓ノの√ヶ協氏A当嫩会で決定をいただきめ

市の水道料金を見ると算定方法が違うだけで極端に差はない。料金の改定時期を明確にすべきでは」との御意見が出されましたけれども、合併後の手続として、新市としての水道事業の施設建設計画や財政計画を策定する必要があるので、この策定に要する期間を勘案し、当分の間は3年から5年として本調整案としている。この旨のお答えを申し上げ、幹事会において御了解いただいたことを御報告申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

(河村和登議長)

今、事務局の方から議案第30号でございます「水道事業」につきまして御説明を申し上げましたけれども、何か皆さん方の方で御発言があればいただきたいと思います。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

慎重によく審議をしたということで実証しなければなりませんので、あえて合併は4月21日ということを我々も肝に銘じながら十分な議論をしたいと、こういうことでありますからお許しいただきたいと思います。

水道事業につきましては、これは公営企業ということでありますので、3市2町のときにも申し上げましたが、いかに公益性を確保しながら経営、いわゆる企業性を発揮するかと、これに尽きるかと思います。そこで、非常に難しい問題であります。調整案については賛成をいたしますが、ここで新市になってどのような水道事業に取り組んでいくのかということであります。

水道事業というのが新南陽にもありますけれども、これが公営企業ということで水道経営をされておりますが、十分な企業性というものが従前から発揮されてきたであろうかということについては、私もいささか疑問を持っております。合併をするから、とりあえず値上げの予定もあるが、これを先送りをしておこうというようなところが見え隠れをしております。と申しますのも、初めに公益性、そしてそれに見合う費用については料金にすべて付加していきながら住民負担とすると、こういったことであるならば、これは経営ではないと、少なくともいかに公益性を確保しながら企業性をそこに発揮する、そして低廉な、安全な水を市民に提供するかというところに尽きるということでありますから、新市になって、広域の水道経営、これのいわゆるスケールメリットというものをどのように考えておられるか、あわせて新市の水道事業についてはどう進めるべきであるかといったこともお示しいただきたい。どのような協議をされておるのか。

平成11年1月29日に3市の合併協議会が立ち上がっております。その時点でも合併ということを経点に入れながら、それぞれの市ではどうあるべきかといったことでの多少なりともシミュレーションはされておられるべきであろうかと思っております。新市になって水道事業認可を受け、そして改めて事業計画をつくるということは、法律上わかっておりますが、既にこうしたことも新市になっていかに先ほど言ったような公営企業としてのありようを追求していけるかといったことを私はここでやっておかないかと。そのために何らその辺が示されずに、単なる料金を何となく、このアンバランスを調整するがための方法論と、小手先のそうした調整案を示して、協議合併に合意をしたということであるならば、今後新市になって従前どおりの水道経営がなされるということになれば、これは少なくともまたぞろ料金の値上げ、公益性を追求する、そして料金の値上げと、これの常にイタチごっこを繰り返すということになります。

もう一つは、それについてどのように考えておられるか、新市の水道事業をどのように進めていくのかといったこともあわせて担当職員の方からも聞かせていただきたいと思います。そして十分ここで協議をしておきたいと思っております。

それと、熊毛町の上水道整備計画、これがいかに進めていかれるかということでもあります。今、簡易水道になっております。企業会計という形になっておりませんが、これが上水道ということになれば当然多額の投資を必要としてきます。それに見合うだけの住民負担ということが必ずはね返ってきます。ですから、いわゆるハイリスク、ハイリターンという言葉が当たるかどうかわかりませんが、そういったことも覚悟の上での上水道整備ということになるかと思うんです。単純に上水道整備がリーディングプロジェクトへ盛り込まれたから、熊毛の将来の水は大方片がつくんじゃなかろうかというようなものではなさそうであります。当然そこに必要になってくる財源というものが多く影響するはずであります。今後、新市になってからの水道事業経営は、熊毛町の上水道の整備もきちっと視野に入れて、公営企業たる経営をしていただきたいと、こう思うんであります。それらも含めての事業計画、あるいは事業のこれからの展開というものについては、きちっと説明をしておいていただきたい。そのことがこれからの熊毛町の上水道問題についてもしっかりとした担保になると、こう私は考えておるわけであります。よろしく会長お願いいたします。

（河村和登議長）

今、兼重委員さんの方から新市の健全な水道事業のあり方、スケールメリット、また熊毛町の上水道のあり方について御発言ありましたので、専門部会の担当の方からお答えを申し上げます。

（宮川政昭水道部会長）

今、御質問の将来の事業経営をいかにするかということですが、今専門部会では料金調整、今後現在の事業運営をどうするかということも討議いたしましたけど、あくまで水道事業そのものは認可事業でございますので、まず水道事業、今、新南陽と徳山で3つありますので、その3つを統合する際の建設計画を当然立てなければいけませんし、財政計画も必要となってきます。その中でどういうふうに経営していくか、事業の効率化を図っていくかというのも当然中に入ってくると思いますので、その中でしっかりと検討していきたいと考えております。

（事務局）

それでは、前回も同じような御質問ございましたけども、リーディングプロジェクトの中で水道の位置づけ、その中で広域的な水道施設の整備の計画を定めるというふうにしておりますが、今水道部会の方からもありましたように、新市になって旧徳山、旧新南陽の上水道を統合していくという計画をつくる、また同時に、旧熊毛地域にどのように広げていくかという計画をつくる、こうした中で当然関連します光地域広域水道事業計画との整合もとりながら、新市における全体の水道の経営計画をつくっていくというような進め方になろうかというふうに思います。

それから、財源のことですけども、過去の投資額とか、そういったところは一定勘案しながら、今回追加資料でお示した事業の中に熊毛のこともある一定考慮した水道関係の事業費等も参考として入れさせていただいております。過去10年程度のどこの市、どこの町が、水道も含め、いろんな分野での事業の投資額等も勘案していく中では、極端に大きな投資額というものではないのではというふうに考えているところでございます。また、新市全体のさまざまな建設事業がございますけども、そこには国県の合併に対する補助金の優先採択ですとか、あるいは合併特例債といったような財政支援措置もございますので、そういったことをフルに活用する中で、従来に比べてより早く地域の皆さんの御要望にこたえられるような、水道もひっくるめてまちづくりができるものというふうに、この建設計画をつくる中では考えているところでございます。そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、兼重委員さん、どうぞ。

(兼重 元委員)

議会のようなやりとりをしたくないんですが、「しっかりやります」、確かによくわかるんですが、そうやって私も20年間というのを新南陽の市議会議員としてやってきましたが、企業性というのは一体どこにあるのかというのをいつも考えておるわけです。ですから、最終施設改善ということで初期の投資ということで借入金によってやります。当然毎年減価償却していきますが、支出の伴わない減価償却ということでありますから、それがまた運営資金に回っておるわけです。それはそれでいいですよ。しかし、企業のいわゆる経営の体をなしてない部分、これは大いに指摘させていただきたいんです。それというのは、いかに水道の事業経営というものが、ある意味では公営企業という、いわゆる公益性ということによって企業性というのがあいまいになりがちな部分というのがあるわけです。これから徳山も新南陽も事業計画というのが載っております。ここに見ればわかりますが、新南陽だって今から約50億円ですね、これぐらいの事業計画を持っておるんですよ。徳山市もここに載っておりますね、これは7億円ですね。熊毛町は60億円ですね。こういった大きな投資を必要とする計画があります。

先ほどの説明を聞けば、なるほどいろいろと網羅されて納得いく様な説明でありますけれども、果たしてその根幹となる経営理念、あるいは経営の姿勢、これは一体何なのかというのを私は知りたい訳であります。単純に3年刻みでもって料金を見直しながらつじつま合わせをしながら経営という形をとっておりますけれども、それを負担するのはすべて市民であります。水はもう特異性のある商品でありますから、飲まないと死んでしまう、ほかに代わる事ができない。そこには競争性も無い独占的な位置づけにあるということが、いわゆる企業性というものが無いがしろにされるというならば、私は大いに問題があろうということであります。

この際、新市になってきちんと、そういった経営計画、経営改善、あるいは新市によっていかに合併のスケールメリットを出すかといったことの方角性を定めてきちんとした取り組みをしていただきたいと思います。なんとなれば、第三者を中に入れてでもいいから、そういった経営の見直し機関、先ほどの国保と同じようなことを言いますが、そうしたものが私は欲しい、こう思っております。

要するに、今までの従前ではチェックがきかない。外部監査によらない監査、あるいは議会がチェックをするレベルでのチェックといったことであるからこそ十分な企業性が発揮されていない、このように私は私なりに考えております。ですから、そういった競争によらないものであるのなら、いかにチェックをきちんとしながら、そこには健全な経営がされておるということを実証すると、こういったものが私は必要だと思っております。

そういうことで、さらにお尋ねしますけれども、水道事業のその係わりの皆さんは専門部会でしっかりと、従前のこともわかっておられましょうし、これからどう取り組んでいいかということも決意のほどがあらうかと思しますので、十分ここで皆さん方に御披露いただいて、皆さん方で一緒になってそれを確認をして新市にしっかりと私たちは希望をつなごうじゃないかという思いなんです。それとあわせて、これは水道事業に対して味方するような発言であります。合併に伴うもろもろの出費であります。これについてはどうするのか。先ほど多少そうした支援策というのを聞きましたが、これらも2億、3億円とかかるかもしれませんが、少なくとも合併に伴う特別な出費については、本合併協議会ではどのような認識を持ってそれをここで確認をできるかといったこともあわせて再度お尋ねいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(廣林哲男徳山市水道局長)

今、兼重委員さんのおっしゃいましたことにつきましてでございますが、昨年御案内のように、7月4日付で水道法が改正になりましてございます。この水道法自体の改正の精神の中に第三者委託ということ等を含めてございます。この第三者委託というのは、基本的には広域のところから出発をいたしておりますが、しかしながら、文言として第三者委託へということが特定の条件を備えればできるんだということになってございます。これは現在のところではまだ料金決定管理運営部分は委託のところに入っておりますが、そのほかのところについては委託ができるという大きく門戸を開いたところでございます。そういうことがまず第1点にございます。

先ほど兼重委員さんおっしゃいましたこともそういうことにつきまして将来的な問題として新市になりましてもスケールメリットの面等々、考え合わせながら、そういうことについて研究検討を重ねていかなきゃならんことだというふうに思っております。また、今後この法改正の中でも重点的に広域化ということがございます。これにつきましては、合併自体が一つの水道事業にとりましては広域化でございます。そこら辺の精神は十分に考えていかなければならんと思っております。

なお、この最後の辺におっしゃいましたことに触れますが、昨年この法が通りますときに、参議院、衆議院両方の委員会におきまして付議事項がございまして。その付議事項が何かというと、先ほど委員がおっしゃいましたように、水道は独占企業であると。だからしたがって、言いなりじゃないかというようなことがあってはならないという歯どめでございます。情報開示とともにその説明責任、アカウンタビリティを果たすということは強く言うてございます。そういうこと等も拳々服膺しながら、我々水道事業関係者は合併後も努力をしていかなきゃならんというふうに思っております。

雑駁でございますが、以上でございます。

(河村和登議長)

いいですか。はい。

(兼重 元委員)

廣林さん、ありがとうございます。大変模範的な回答をいただきました。

私は、その気概はなるほどよしとします。ただ問題は、そういったことは常に料金改定の際に議会との間でやりとりというのは常にあるんです。そういうふうな答弁をいつも聞かされておりますから、しかし実態はどうですか、徳山市さん責めるわけじゃありませんよ。3年ごとの料金の見直しというのがありますね。来年は恐らく上げる時期じゃなかろうかと、こう思っております。しかし、よもや合併後にぼんと上げるというわけにはいかんでしょう。そういったことはどこから起こるかということなんですよ。別に上げるなど言っておるわけじゃないんですよ。必然的に上げざるを得ないという状況があるということについては私も認めますが、しかしなぜ料金にそういったものを付加していくか、あるいは料金の値上げでもって事を処理していけるかといった考え方が非常に安直ではなかろうかということなんですね。

いわゆる改正水道法の話がされましたけども、4月1日からこれが施行されております。ひたちなか市では、既にもうその水道事業管理者は経営の責任として業務委託をし、健全経営にこれ努めるということで議会の答弁できちっとされております。実際に取り組んでおります。そういったことがなぜ今時点でも言えないかということなんです。努力をしますということで言葉を単に並べたところで実証しなければ意味ない。ですから、そういったことを私は強く今指摘をしておきたいんです。そして、皆さん方もそういった大いに例えば廣林さんがおっしゃったような考え方をしっかりここで理解して、少なくとも私たちがそれをチェックするという意識を持たなきゃいけない。しかし、それも非常に難しいでしょう。

大阪市の水道局では、経営評価システムというのが導入されておりますね。こうした方法でもって、いかに独占的なものを、競争の働かないところにあっても経営合理化を進めながら低廉な水を市民に供給するかといった仕組みを一生懸命考えておるわけでありまして。新市になれば公益性という、公益水道のメリットというものが十分発揮できるようにしていただきたいがための私は提言でありますから、ぜひともこの辺のことをしっかりと受けとめていただいて、経営の、いわゆるこうした新市になって先ほどの答えがありましたようなことがそのままきちんとして実現できるような、そういう仕組み、何となれば第三者機関を入れてでも結構、経営評価システムという形でもって導入されても結構、とにかく実証していただきたいんです。それが私の思いなんです。それと相まって熊毛町の上水道計画というものもきちっと具体的な形になって私は見えてくると思うんです。今のようなことでは恐らく大きな負担をかけてしまって、さらに上水道ができて熊毛町の水道料金は一気にね上がると。いわゆる受益と負担という関係については、およそ今の簡易水道の方が安くてよかったのと、こういうことにもなりかねんのです。そういう意味では、ここでリーディングプロジェクトに載せたからには我々にも責任があります。これから新市を担当される方にも十分そのことを心得ていただいて、ここからスタートさせていただきたいんです。

そういうことで、会長、何とか皆さんにその辺のところの提言をしていただいて、ここで確認をし合おうじゃありませんか。そういうことを私今話しておるんです。何か三浦義孝さんは感心して聞いておられましたが、何か御意見があれば。

（河村和登議長）

兼重委員さんの方から水道事業の現実をとらまえて、新市発足後も健全な経営、それは情報開示でありますとか合理化とか、そういうことも含めてしっかりしたものをここで議論して、新市の中でそれを生かして、リーディングプロジェクトの中で生かして取り組もうということを含めてみんなで確認しとこうじゃないかと、そうしないと絵にかいたもちよという御指摘であります。正しいと思いますので、そういう方向で取り組まさせていただけたらと思います。

はい、田中委員さん。

（田中泰典委員）

今の兼重委員と重なる部分も若干あるかもしれませんが、熊毛町の水道にかかる部分として若干お尋ねをしたいと思っております。

その前に一つ、今までもたくさんあったんですが、当分の間現行どおり、あるいは随時調整、あるいは速やかに調整という形でいろんなのが新市に先送りされておりますが、先ほどの説明で当分の間というのは二、三年というのがありましたが、そのように理解していいのかなのかという点をひとつお尋ねをしておきたい。

それから、リーディングプロジェクトの中、23ページに熊毛地区の水道施設整備が上げられております。これについては前回も若干質問をいたしましたが、そのときに水源は光地域広域水道事業に求めるという答弁であったように記憶しております。実はこの事業は、平成25年までは事業を開始しない、給水を開始しないというふうに議決をされております。その背景には、先ほども指摘がありましたように、水価が非常に高くなると。熊毛町が立てた水道整備基本計画によりますと、大体296円から256円ぐらいいはね上がると。熊毛町の今の単価が約100円ですから、2.5、6倍以上になるという試算もされておりますが、こういうのと、それからもう一つは、水の需要が光市、周東町ではないということで、この広域水道事業そのものが非常に困難な状態に立ち至っておるという背景があるわけですね。そこで平成25年までは事業を開始しないという議決がされたわけでありまして、で、それと私がそのことを申し上げますのは、きょうの資料に提出されておりますが、水道事業資料、これによりますと、この光地域広域水道事業の見直しを検討中というふうになってはいますが、この背景はどういうもの

なのかということと、それからこの水道事業計画書によりますと、数字の上から見ると平成19年あたりから着手されるのではないかというふうに見られます。そういたしますと、平成25年まで給水を始めないということとの矛盾が出てくるといふふうに思います。これは、事業費の関係から私見たわけでありますので、その辺の詳しい経緯があれば御説明お願いしたい。

（河村和登議長）

2点ばかり御質問がありましたけれども、最初の当分の間というのは、先ほど事務局の方から御説明申し上げましたけれども、3年ないし5年を考えているということでもあります。

2番目の熊毛町の水道水源問題等につきましては、専門部会の方から、検討していると思いますので、お答えを申し上げたいと思います。

（兼清章郎水道部会委員）

熊毛町の場合は、光地域広域水道企業団で現在水需要について検討に入っております。それぞれの1市4町が水事業を今後どれだけ要するかということを現在それぞれ基本計画を作成しまして、光地域広域水道企業団で検討に入っております。そして、平成25年に一部供用開始と言われるのは、確かに今建設事業を始めまして第1期の供用開始を平成25年、それから全部完成を平成35年という計画で現在光地域広域水道企業団ではあります。水需要によって今は検討に入っております。

以上です。

（河村和登議長）

はい、どうぞ。

（田中泰典委員）

非常に雑駁な説明でわかりかねるんですが、検討中というのは、光地域広域水道企業団の事務局の方で検討されておるのでしょうか。県との関係はどうなっておるのか、国との関係はどうなっておるのでしょうか。

それから、建設費だと思われるんですが、平成19年度から事業費が非常に多く計画の中に計画されておる。この面から見ると、先ほど申し上げましたように、平成19年から着工がされるのかどうなのか、給水はいつごろになるのかというのをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

（河村和登議長）

事務局。

（兼清章郎水道部会委員）

今、光地域広域水道企業団では、事務局の方で検討に入り、さらに企業団議会、首長会、あるいは国県等の協議はそれ以降になると思います。現在、それぞれの1市4町の水道担当部門の事務局の方で検討に入っております。

それから、一部供用開始が平成25年となっていますので、順次事業を進めないと事業が5年ないし10年がかかります。だから、平成19年からスタートで平成25年というふうになるかというのは、現在10年がかかりますので、事業を開始するについては開始時期をまだ決定はしていませんが、10年は一部供用開始についてはかかると思います。

（河村和登議長）

今、水の問題で、特に熊毛の水道がどうなるかということで御心配も含めて御質問いただきましたけれども、2市2町の今の水道の現状は皆さん方御存じかと思いますが、熊毛にありましては簡易水道、今40数カ所ですか、地下水をくみ上げて12の簡易水道の中で一生

懸命やっておられますけれども、1万6,000の人口ありますけれども、半分ぐらいの方、52%ぐらいでしょうか。これから新市が誕生して1万6,000人の町民の方においしい水を提供することになりますと、しっかり水利権も含めて取り組みをやっていこうと、リーディングプロジェクトを立ち上げて、今事務局の方から申し上げましたけれども、光地域広域水道企業団の中で今検討に入るという段階であろうかと思います。そういう意味では、鹿野も今簡易水道で取り組んでおられますし、いろいろ2市2町の実情は違う、その中でこれからどう、今度15万7,000市民になりますけれども、おいしい水を市民に公平にという提供することになりますと少し時間もかかると、水利権も含めてですね。それは事実として私たちも認めながら取り組みをやるということではないかと私は理解しております。

はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

水道事業についての調整案ですけれども、徳山市議会の特別委員会の方は、少数意見として、将来いずれ市内統一料金になった場合に生じる問題点が明らかにされていないことと、熊毛の水道事業を本格的に実施するに伴ってどのような影響が生じるのか明らかでないというような理由から、調整案に同意できないという少数意見もありましたが、大方の意見とすれば、この調整案でよいということでした。ただ補足意見として、今さっきも兼重委員が言われたと同じような趣旨だと思うんですけど、特に徳山の水道について、料金が余り自慢できないんですけど県内でもトップクラスということで、これはやっぱり調整もわかるけれども少しでも安くする方向で企業努力すべきだと。それから将来は民営化も視野に入れて検討すべきだと、そういう補足意見がございました。私も個人的に考えてみますと、水道というのは道路のような公共財だから公が関与してやるのと違って、いわゆる市場の失敗に対処するために独占企業でやっているわけですけど、それが政府の失敗になっているというところも見受けられるのは確かだと思います。その点も含めて企業努力というのは十分これからやるべきだというふうに思います。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。一原委員さん。

(一原英樹委員)

先ほどから兼重委員から基本的なことを大変勉強させていただきました。確かにこれから企業性というものを踏まえてこの水道事業というのはやっていかなきゃならないと思います。しかしながら、これから市民が安心して暮らせるというか、この水道、上水道事業というものは安定確保に向けて、安定供給に向けて避けることはできません。いかに安価に提供できるかということでもあります。

先ほど事務局から御答弁がありましたように、これから法改正によって第三者に委託ができるようにもなった。またスケールメリットも考えてやっていかなければいけない。またこの広域化というものに合併は非常に効果がある、そんなことを考えてこれから徳山市の水道事業も新南陽市の水道事業も一つの1企業になれば、もっとどんなことが改善できるかということにつながるかと私思うわけであります。そういったことをこの合併によって改善をすること、それが市民の安心につながることになると思うわけであります。

熊毛についてもいろんなことが言われておりますが、光地域広域水道企業団のこともありました。だけど島田川からくみ上げるのか、あるいは下松から買うのか、いろんな方法があると思います。そういったことをこれからみんなが知恵を出し合ってやっていくんだと、そんなことの申し合わせだけはしておかなければならない。これでなければできないではなしに、あらゆる手段を考えていく、それが新市の与えられた使命であろうかと思います。私は事務局の

説明されたようなことをこれから遂行されることを期待しておりますし、私たちも一緒になって取り組んでいきたいと思います。賛成いたします。

（河村和登議長）

ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきましたけれども、今お諮りを申し上げます「水道事業」につきましては、事務局案でお示しをいたしておりますけれども、原案のとおり決定をすることに御異議ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

（兼重 元委員）

調整案そのものには私はどうこう異論は言いませんが、先ほどから何遍も言いますが、とにかく公営企業という企業という名のつくからには企業性をしっかり発揮をしていただきたいということであります。そのために単純に料金が安いから、上がるとか下がるとか、そういった問題で言うちよるわけではないんですよ。やっぱり新市でこれから事業計画を策定する、その策定によっていかに経費を節減できるのかということであります。組織機構の見直しとか徹底した合理化策、事業の統一による経営努力、そして経営基盤強化と、こういったことを一連の言葉、きれいごとを言うようではありますが、しかし一つずつそれをやっぱり実現していただきたいんです。

今からわかっておるだけでも3市の償還企業債、これは徳山市が平成12年度末で117億円です。新南陽70億円です。そしてまた熊毛の上水道整備、これはもう恐らく40億、50億円はかかるでしょう。そういったもうはっきりとした負担というものがあるんです。その中でいかに経営をしていくかという大変難しい状況下にあることを前提にしながら、新市によってこれがいかに改正水道法のうたっておるところの水道の広域化、これによるとこの大きなメリット、こうしたものをしっかりと発揮していただきたいということで私は申し上げておるんです。だから、期待をいたしますというレベルじゃないんですよ。やってくれと言いたいんです、私は。そういうことで会長に今申し上げて、この場できちんとそうした先ほど言いましたように経営の評価システム、そうしたものを取り入れてもいいし、あるいは新市になって即経営の安定、あるいは水道事業そのものをしっかりと経営基盤を確立する、あるいは合理化策をしっかり打ち出しながら水道事業というものが市民から安心していただけるような経営にしていきたいと、こういう意味で私はそうした機関の設置でもいいですから、これを皆さんに諮っていただきたいんですよ。ここで確認しておかんと一体だれがやるかということですよ。新市になってから、また同じようなことになりますよ。

既に、いわゆる改正水道法は平成14年4月1日から施行されていますけども、それ以前にずっと言われてきたんですよ、広域水道をしなきゃいかん、その一環に水道法の改正があるんだということでもあります。いまだに恐らく取り組んでおられんと思いますよ、現実には。今からやりますということで信用はできないというのがある。いわゆる性悪説に立って私は申し上げます。これはすなわち契約でありますから、性善説に立って物を言えばよろしかろうとか、期待をしますという言葉になりますが、私は少なくともこれは契約、市民対これから新市の携わるそうした方々との契約であり、だから性悪説に立ってきちっと契約しておいていただきたい、こう申し上げております。会長どうです、お諮りいただきたい。

（河村和登議長）

今、御発言ありましたけど、ほかに。はい、どうぞ。

（中津井求委員）

熊毛の中津井です。私も今兼重さんが言われたとおりだと思っております。私が言おうとしましたことの10倍か20倍か多く言われましたけど、熊毛は本当に今、水の問題で非常に悩

んでおります。この水の問題が本当に町民に快適で安定した水回りの環境を確保することが避けて通れない、こういう状況にあります。そして、今言われましたように水道企業というものも今後熊毛町も考えていかなければならない問題だと思っております。そして、やはり生活基盤のレベル、これは地域間の格差を是正するということも大事だと思っております。今非常に難しい状況にあるということはよくわかりますが、そういったところをしっかりとチェックしていく、これがやはり必要だと、今本当に痛感しております。そういった意味で兼重委員の趣旨に私も賛同いたします。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに。いろいろ御意見をいただきましたので、水道問題についての方向を出したいと思えます。

今、兼重委員さんなり、いろいろな方から御発言いただきましたけれども、特に水道問題というのは町民の、市民の直接生活に毎日響いてきておりますことから、新市におきまして今の調整案では「新市に移行後も当分の間、現行どおりとしながら随時調整する」というふうにまとめ上げておりますけれども、その中身について御発言たくさんありましたけれども、健全な経営、これをやるということをリーディングプロジェクトの中に取り入れてやるということでまとめていきたいと思えます。特に熊毛の水の問題につきましては、多くの方の関心を呼んでおりますけれども、熊毛町民の方に安心して安全でおいしい水を提供するということをこのリーディングプロジェクトの中でしっかり検討して、具体的にそれが進めるように取り組むということでもまとめていきたいと思えます。

リーディングプロジェクトの中で具体的に検討するということでもあります。だから、そういう機関を設けて、そこで取り組むという御提案で御賛同の方もいらっしゃるということで異論がないようでございますので、機関を設定してやっていくということでもまとめ上げたいと思えます。

そういう形で今議案第30号としてお諮りいたしております「水道事業」につきましては、御決定をいただきたいと思います。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。

ここで10分ばかり休憩したいと思います。

〔休憩 午後2時50分～午後3時04分〕

(河村和登議長)

お疲れのところ恐縮でございますけれども、会議を再開をさせていただきたいと思えます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、議案第30号のうちの「同和対策事業」についてお諮りを申し上げたいと思えます。

事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、「同和対策事業」について御説明を申し上げます。

議案資料の4ページでございます。

ここに上げております同和福祉援護資金貸付事業につきましては、山口県同和福祉援護資金貸付金県費補助金交付要綱に基づきまして、修学や住宅資金等の貸し付けを行ってまいりまし

たけれども、平成13年度をもってこの制度が廃止されましたことから、調整案を「貸付業務は平成13年度末で終了したが、償還業務は現行のまま新市に引き継ぐものとする」といたしております。

鹿野町におきましては、当該事業は実施いたしておりませんが、他の2市1町では同一の制度のもとで貸付業務の取扱いを行ってまいりました。今年度からは、いずれの市町も償還業務のみと行っておりますことから、新市におきましても、この償還業務を引き継ぐ形で対応するという内容に調整にいたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(河村和登議長)

何か同和对策事業につきまして御発言がありましたら遠慮なくいただきたいと思います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

発言がないようでございますので、議案第30号のうち「同和对策事業」については原案のとおり決定することとさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第31号でございます。合併協定項目13の「一部事務組合等の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは、議案書5ページでございます。議案第31号合併協定項目13「一部事務組合等の取扱い」について御説明いたします。議案等関係資料では30ページからでございますが、まず一部事務組合の関係から御説明いたします。

2市2町が関係をしております一部事務組合は、資料に示しておりますように13組合ございます。この13の組合を4つに分類しております。30ページの上になりますけれども、4通りの調整案を掲げております。

調整案1の山口県徳山地方養老救護施設組合、この取り扱いにつきましては、現在の構成団体が2市1町と他の1地方団体となっておりますことから、「新市で合併の日に当該組合に加入する」という調整案にしております。

次に、調整案2につきましては、4組合ございますが、「合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う」という調整案といたしております。これらの新市においての事務につきましては、一部事務組合方式ではなく、市の単独事務として処理しようとするものの調整案でございます。

次に、調整案の3につきましては、7組合ございますが、「合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域または新市の全区域を対象地区として当該組合に加入する」といたしております。対象区域を旧市町の区域として、当該組合に加入するのは、光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合の5組合であります。また周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合につきましては、新市の全区域を対象区域として、新市として加入することになります。

以上、調整案1、2、3のこの12組合につきましては、おおむね現行のとおり事務の共同処理を継続しようとするものでございます。

次に、調整案4でございます。「合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する」としておりますのは、山口県自治会館管理組合、この1組合でございます。これは町村のみが

加入できる組合ということでございますので、新市では加入できないということになっております。

次に、一部事務組合の関係は以上でございまして、続きまして資料の31ページでございします。協議会でございますが、2市2町が関係しておりますのは4協議会がございします。このうち周南地区広域市町村圏振興整備協議会、周南都市水道水質検査センター協議会、この2つの協議会につきましては、合併後も引き続き事務の執行等を共同して行うということで、調整案は上の段でございしますが、「合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する」といたしております。また、合併協議会につきましては、「合併の日の前日までに廃止するものとする」というふうにいたしております。

次に、機関の共同設置につきましては、2機関設置されておりますけれども、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退とし、また徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、両機関については改めて新市において機関を設置し、事務を行うこととしております。

次に、事務の委託につきましては、4つの事務がございします。まず4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託することといたしております。火葬に関する事務委託につきましては、熊毛町が現在、周南地区施設組合と事務委託を交わされて事務処理が行われておられますけれども、改めて新市として組合に加入することとしております。この事務委託につきましては、合併の日の前日をもって廃止することとなります。また、徳山市、新南陽市の上下水道に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行うことといたしております。

次に、議案等関係資料の32ページをお開きください。財団の関係でございします。徳山市が7団体、新南陽市が3団体、熊毛町が1団体というふうになっております。周辺市町の出資で設置されている財団が1団体ございしますが、これらの団体につきましては、特定の事業目的を持って設立されたものであるということと、独自性を有しているということでございしますので、新市になっても継続すべきものと考えておりますけれども、同種、同様な事業を行う団体もありますので、統合可能なものについては統合に努めるということで、調整案としては「当面、現行どおりとする。ただし同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確保を図るため、統合整備に努めるものとする」としております。

次に、議案等関係資料の33ページの土地開発公社でございします。2市2町ともに土地開発公社を設立しております。その現況につきましては、34ページから36ページにかけましてそれぞれの土地開発公社の平成13年度決算等をお示ししております。新市におきましても公共用地を先行取得し、市域の秩序ある整備を進めることが必要であると考えておりますので、土地開発公社を置くことといたしますけれども、36ページの右に問題点の欄でございしますが、そこに掲載しておりますように、現在の4つの土地開発公社を一つに統合する必要がありますことから、この方法について調整案といたしましては、各土地開発公社が所有している財産をいずれか一つの土地開発公社に統合し、この土地開発公社を新市の土地開発公社にするという考えで、「2市2町の土地開発公社のうち1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する」というふうにしております。

なお、8月5日に開催されました幹事会において、この土地開発公社の取り扱いにつきまして調整案に異論はないが、合併までの期日に手続が終えられるのか、また合併協議会の中で統合する公社と廃止する公社を協議する必要はないかという意見も出されました。この具体的な取り扱いにつきましては、現在専門部会の企画部会で協議調整中であるということで御承認をいただいております。

以上でございします。よろしく御審議をお願いいたします。

(河村和登議長)

ただ今議案第31号といたしまして「一部事務組合等の取扱い」について事務局の方から説明を申し上げましたけれども、皆さん方の方で何かお気づきの点、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思います。はい、どうぞ、田中委員さん。

(田中泰典委員)

今、一部事務組合、あるいは開発公社、第三セクター等が出されておりますが、これらは財政計画と関係があるわけでありますが、それぞれのこの財政状況というのはどのように検討をされたのであろうかと。いわゆるこの債務については、恐らく新市が債務保証を引き継ぐということになろうかと思えます。そういたしますと、公社にしても、あるいは第三セクターの財政状況についても、やはり財政計画に穴があいてくる可能性があるわけですね。その辺についてどのようにお考えになっておるのか伺いをしたいと思います。

(河村和登議長)

質問の内容が全体的にわたって公社、あるいは全体の今たくさんございましたけれども、そういう中で債務について財政状況はどうかと、これからそれを新市に引き継ぐから心配要らんのかという御趣旨の発言であったかと思えますので、そういうことでいいですか。どうぞ。

(事務局)

それでは、ただ今の御質問でございますが、今提案の理由の中でも御説明いたしましたように、資料の35ページに平成14年3月31日現在の決算状況をお示しをいたしております。これにおきまして、それぞれ借入金なり、それから資産の状況等をお示しいたしておりますが、この状況の中で企画部会の方でもいろいろ財政状況も検討いたしましたが、それぞれ最終的には剰余金といいますか、利益があるという判断をいたしておりますし、債務保証につきましても、現在各市町におきまして、議会において御承認をいただいた債務保証でございますので、そのまま引き継いでいくことに何ら支障はないというように考えております。

以上でございます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、田中委員さん。

(田中泰典委員)

心配ないというお考えのようですが、やはり今、多くの市が、あるいは自治体が第三セクターや公社の経営不振であえいでおると、そのことが市の財政を圧迫しておるという現実があります。したがって、この点はシビアな検討をお願いしたい。そうしないと、10年間の財政計画に穴があいてくるというようなことになると、これは財政計画そのものが後ずさりをしていく、あるいは先延ばしになってくるという可能性がありますので、その辺をひとつよろしくお願いします。

(河村和登議長)

新南陽市長の方から御発言を求められましたので、はい、どうぞ。

(吉村徳昌委員)

いつも私のとこの土地開発公社の問題が議論になる訳ですけど、3市2町の時には、資料の出し方の問題でちょっといきさつがありましてああいう結果になった訳でございますけれども、新南陽市の土地開発公社についての資料なり、また状況は皆さん方にきちんといつも公開をするようになっておりますし、議会でも公表しておりますし、市民にも公表して何ら秘密にするようなものではないし、きちんとしたる理はしておる訳でございます。

土地開発公社の問題は、専門部会で、周南市になれば一つにまとめるべきであるという意見がございすけど、この前の２市２町の長の会議でもう一つ進みまして、どこがもつべきかということの議論ができて、やはり新南陽がもつべきではないかということの議論ができて、私のところに集めようではないかという案を進めております。

この中身をみていただきますと、徳山市、鹿野町、熊毛町は、先行投資による土地の買い付け保有ということが公社でございすけれども、私のところはプロパー事業をやっておりますので、やはり借入金が多くございす。ただ、私のところは借入金もありますけど帳簿上の純利益が９億９千７百万円、約１０億円の純利益をもっております。今、再評価をいたしまして５億円くらいの純利益という計算をしておる訳ですけど、４月２１日に合併する前にそれぞれの市町がもっておるもので財産の処分ができるものは極力財産を処分して身を軽くして１つの公社に集めようではないかと、こういう意見を主としております。

もう一つは、この中で純利益が皆あり、鹿野が９千万円、熊毛が５千万円、徳山市が２億４千万円とありますが、私のところは９億９千７百万円ですけど、実際は５億円程度しかありません、土地が値下がりしまして。そういうことでその基金を法的に全部新しい市にもっていかねばならないといったことになっておるということを聞いておりますので、それは何かと。基金か何か余ったお金は新市に積んでもらって公社が持っている土地を計画的に買い戻してもらおう。こういうふうな議論をしておりますので、新南陽が少し土地を余分に持っておったり、プロパーで少し買い入れをしておりますけれども、総体的には皆さん方に余り迷惑をかけるような財政的な運営にはなっていないと、こういう私は考え方をもっている訳です。

今、こういう質問が出るのではないかとということで、私の市の助役が理事長で来ておりますので、是非新南陽の土地開発公社の経理の内容が知りたいとおっしゃれば、うちの理事長に発言させていただければ皆さん方に少し安心していただけるのではないかと、このような今気持ちであります。

以上であります。

（河村和登議長）

はい、どうぞ。

（田中泰典委員）

今いみじくも新南陽市長の方から御発言がございましたが、その中で公社が合併前に解散の際に財産処理をするというような御発言があったかのように思いますが、その辺はどうか、もう少しされるのかされないのかお伺いしたいと思います。

（吉村徳昌委員）

私が会長のかわりに発言しても何ですが、今できるものはお互いが処分をしてこようじゃないかという考え方です。例えば新南陽であります、上迫地区に県の警察職員住宅の用地を県から委任を受けて買っておる土地があるわけですね。それが皆入っておりますけど、県の方と交渉してもらって、平成１４年度中には県に買い上げてもらおうというような契約ができておりますので、そういうものはぜひ進めて、なるべく身軽にして解散をしてもらい引き継いでもらうということがいいんじゃないかと、そういう努力をお互いの市町でやるべきではないかとそういうふうに思っております。

余りこんなことを言っただけですけど、私のところがやはり金額が多いですから、少しポイントになります。よその市町はそんなに心配されんでもいいんじゃないかと思っていますし、新南陽も巷間で言われておるほどの深刻な問題ではないと、このように思っております。

（河村和登議長）

今、開発公社の問題について御発言がございましたけれども、２市２町の土地開発公社につ

きましては、1 土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の 3 土地開発公社は合併の日の前日までに解散するというまとめ方でございます。ようございますか。はい、どうぞ、兼重委員さん。

（兼重 元委員）

まことに素朴な疑問でありますけど、周南地区衛生施設組合というのがありますが、これは構成市町には新南陽、鹿野町は加わっておりません。新市になれば当然構成市町の一部を形成することになります。この周南地区衛生施設組合は確認しましたら、ごみ処理と火葬場の運営ということになっております。新南陽市、鹿野町は当然現在は単独でやっております。特に新南陽市については火葬場も斎場も、あるいはごみ処理もやっておりますが、これが新市になれば周南市を構成する一つの自治体というものが旧新南陽市、旧鹿野町ということになりますが、負担は当然それなりにふえるんじゃないかならうかと思っております。しからば利用についてはどうされるのかということでもありますね。火葬場については何とかなるかもしれませんが、それにしても徳山市西部区域の皆さん方には、非常に利便性の高い位置にあるんじゃないかならうかと思っております、新南陽市の火葬場、あるいは斎場については。

それともう一つは、ごみの処理であります。新南陽市は、御承知のとおり燃料化施設ということで焼却処理をしております。これをごみの燃料化という形で今ごみ処理しております。これらが徳山市西部区域の皆さんにとっては、従前どおりやられるかもわかりませんが、少なくともこれから将来、いつまでもそういうわけにはいかんんじゃないかならうかと思うんですよ。当然地域性をにらんで湯野、夜市、戸田と、こうした皆さんについてはコストダウンを図る意味でも新南陽市に設置しておりますそうした施設を使うことができるんなら使うといったようなことも当然相互乗り入れらしく 1 市に一体性ということで新周南市ということであるならば、そういった将来的な利用形態というものがやはりあるべき姿であろうと、こう私は考えておりますけれども、このあたりはどのような判断をされ、また将来的にはどう進めるべきがいいのかということも確認をしておきたいと思うんですけどいかがですか。

（西村 恵住民部会長）

まず周南地区衛生施設組合の件でございますが、3 市 2 町の調整案の段階では、恋路クリーンセンターにつきましては、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退をし、合併の日に新市で旧徳山市を対象地区として当該組合に加入する。また御屋敷山斎場につきましては、合併の日に新市の全区域を対象として当該組合に加入をするということで調整案がなっておりました。事務局と一緒に担当の方でいろいろ下松、光、大和町さんと協議をさせていただいたわけですが、恋路クリーンセンターについては、3 市 2 町の調整案をそのまま引き継いでいきたいと思います。御屋敷山斎場につきましては、現行の構成を崩さないでいただきたいと。斎場事務が旧徳山市、旧熊毛町を対象として新市で行えるのなら、そういう方向で調整をさせてほしいということで、下松市、光市、大和町さんからの強い意向がありまして、こういうことになったわけでございます。

それから、ごみの収集でございますが、これは非常に今から大きな問題となってまいります。2 市につきましては、直営収集、委託収集の併用、また 2 町は委託収集のみで収集体制が異なっております。また収集の方法も分別の種類、収集回数等、いろいろ違っております。処理につきましても御指摘のように周南地区施設衛生組合での焼却処理、独自処理施設でのごみ燃料化処理、それから周陽環境整備組合での焼却処理等、いろいろ違ってまいります。

これからでございますが、今分科会の方で一生懸命調整をしておりますが、収集体制等につきましては、将来的に統一の方向で検討が進められておりますし、収集方法につきましても現在分科会の方で精力的に調整をしておるところでございます。このごみの問題につきましては、「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」という調整案で今進んでおるとこ

ろでございます。

（河村和登議長）

ほかに。ないようでしたら、ただ今議題とさせていただきます議案第31号「一部事務組合等の取扱い」につきましては原案のとおり決定させていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（河村和登議長）

ありがとうございました。

続きまして、会議次第の5番目になっておりますけれども、継続協議とさせていただきます。引き続き合併協定項目22の中の「新市建設計画」及び「財政計画」につきましてであります。続きまして協議をさせていただきたいと思いますが、財政計画につきましては、県と事務レベルでの下協議・調整をさせていただきました結果などを踏まえまして、一部見直しをいたしましたので、事務局より説明をいたします。

（事務局）

財政計画の内容について御説明をする前に、お手元に追加資料をお配りいたしております。ページで申し上げますと6ページ、これは前回第4回合併協議会でいろんな御意見をいただきました。その中には既に御回答申し上げておるところもございますし、また意見だけ、あるいは要望だけをお聞きした点もありましたので、今回こういった形でお手元の方に取りまとめて資料を配付させていただいております。

そういった中で、新たな交流拠点関係ですが、20のリーディングプロジェクトのうちでも目玉事業とするべく、住民に喜ばれ、十分に利用される施設となるよう付与すべき機能をしつかり検討するとともに、行政機構機能アップとのタイアップなど、集中の効果が発揮されるよう配慮してほしい。さらには新市の拠点性を高めることは、将来必ずや市民共有の財産になると期待しており、企業各社の研究所をオープンスペースで入居させるなど、新たな発想での取り組みを願う、そういった趣旨の御質問、あるいは御要望等いただいております。それで、一応対応の方針というところでその基本的な考え方をここで取りまとめております。県に対しまして合併協議会で出されました意見、あるいは要望を的確に伝達するとともに、産業支援機能を中心とする交流拠点施設として、住民が利用しやすい機能的なものとなるよう、今後県と十分な協議を重ねていきたい。また、新市成立後には、関係部課の連携のもとに、新市としてのプロジェクトチームを編成するなど、地元の意向が十分に反映されるよう体制の整備に努めていくと、そういった方向で今後対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく御理解を賜りたいと思います。

それから、2番目でございますけれども、「合併記念公園化整備事業」の関係でございます。これは幹事会等で意見が出された経緯がございますけれども、先行合併といえども、新たな出発であることには間違いなく、弾みをつける意味からも、ぜひリーディングプロジェクトへの位置づけを願いたい。一つの区切りであり、こういう事業は先行合併成立時、周南全域の合併成立時とそのたびごとに取り組む方が盛り上がるのではなからうかと、こういった御意見、御要望をいただいております。この点につきましては、本日合併協議会におきまして、委員全体の意向を確認をし、リーディングプロジェクトとしての掲載の可否をきょうぜひ決定いただければというふうに考えております。

それから、幹線道路網整備関係でございますけれども、幹線道路網の整備について、特に県道改良事業では突角改良程度のものが上がっており、もっと取り組めるものがないかについて、県とも協議を願いたいというような前回御要望等をいただいております。これにつきましては、幹線道路網の整備に関しまして、中心部と周辺部との一体性を高める上での必要欠くべからざ

る事業であるとの認識のもとに、3市2町での計画の取りまとめの段階から、継続的に各関係市町からの要望を取りまとめ、道路建設課を初めとする県の土木建築部と頻繁に協議を重ねてまいっております。これによりまして、鹿野町等と中心市街地の一体化に関しましては、国道315号における栄谷トンネルの整備や秋字明巣山線（過疎代行）などの大規模事業を初め、各県道の道路拡幅、突角改修に至るまで、きめ細かく計画に掲載いたしておりますので御理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、新たな発想によるまちづくりの推進をすべきではないかというような御要望をいただいております。周辺市町と比較して、新市のまちづくりの特徴が際立つよう、例えば、岡山市駅周辺のような電線地中化を推進するとか、あるいは高度情報化や大企業からの資金調達に取り組むなど、新たな発想によるまちづくりの推進をぜひとも図っていただきたいというような御要望をいただいております。これにつきましては、まちづくりにつきまして、電線地中化などの具体的な記述は新市建設計画の中では行っておりませんが、その基本方針につきましては、10ページから12ページに記述いたしております。また高度情報化への対応につきましては、23ページにリーディングプロジェクトの記述を行っておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

新市建設計画は、マスタープランといった性格を持った計画でございますので、御意見をいただきましたすべてのアイデアを記述するということは事実上困難な面がございます。そういった中で、一番46ページの終わりの項に記述いたしておりますけれども、具体的な事業の実施に当たりましては、専門的なシンクタンク等も活用しながら、新たな発想に基づくまちづくりに有効なアイデア、そういったものは十分に取り入れていながら、新市建設計画がより実行の上がるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、新市建設計画の中の財政計画関係につきまして、資料の提出の要望をいただきました。それで、いわゆる事業費の関係でございますが、これは7ページにリーディングプロジェクト（ハード事業）、その下にハード事業の概算事業費（10年間の合計）というところにお示しいたしておりますので御参照いただければというふうに思います。

それから、合併算定替えの金額を示していただきたいという関係の資料でございますけれども、8ページに「地方交付税の合併算定替えについて」ということでお示しをいたしております。これは13年度の基準財政需要額ベースで試算をいたしておりますけれども、2市2町の場合と新市で1本算定した場合には差額は約21億円ということでございます。

それから、地方債の償還計画表を示していただきたいというような要望をいただいておりますけれども、これは一番最後の9ページになりますけれども、「地方債償還計画表」ということでお手元にお示しいたしておりますので御参照いただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、財政計画の一部見直しについて御説明を申し上げます。

御承知のとおり合併特例法で建設計画にあわせて財政計画につきましてもあらかじめ県協議ということで、県との事務レベルでの下協議・調整を行ったところであります。

その中で財政計画に関しまして、基本的には本年2月に改定されました県の中期財政見通しの試算を参考に推計を行うのがベターではないかというアドバイスをいただいております。具体的には、歳入の中で大きなウエートを占めます地方税、地方交付税等につきまして、地方税につきましては20年度以降を県の中期財政見通しの中で、財務省の財政試算に基づく経済成長率の見通しである0.5%に地方税の弾性値1.2を乗じた0.6%の伸びを見込んでおります。また地方交付税については、伸びをゼロベースで見えております。このように、「歳入が過大とならないように非常に固い推計がなされている。それに対して歳出面では、扶助費等は国の社会保障費予算の伸びに合わせた高めの設定がされており、将来の歳出増を見越せば、ほぼ妥当なものとするが、公債費のうち平成13年度以降の起債について、利率3%というのは実

勢金利とかなりの乖離があり、固めの歳入推計とのバランスをとるという意味からも、この利率については実勢を反映した1.5%とすることが妥当ではないか」という御指摘をいただいたところでございます。

この県の助言に基づきまして、事務局として改めて公債費の再計算を行い、その際大変申しわけないんですが、公債費の算定上の違算が認められたことから、県の指摘事項とあわせ、今回公債費について全面的な見直しを行ったものでございます。

このほか、先ほど議案39号の国保会計の繰り出し金について、前回お示ししました3億円の見込みを5億円の見込みということで推計見込みをいたしております。これの歳入につきましては、財政支援であります特別交付税を単年度2億円、3カ年6億円を財政支援策として繰入れるということで推計見込みをさせていただいております。

以上が今回見直した財政計画の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

(河村和登議長)

継続協議となっております「新市建設計画」及び「財政計画」につきまして協議を申し上げたいと思います。

今、事務局から一部見直し等説明申し上げましたけれども、含めて皆さん方の方で御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

新市建設計画の28ページ及び31ページに本所、支所の適正配置が、また財政計画の1ページに定員の適正化計画ということについて言及をされております。この関係についてお尋ねしたいのでありますが、前回も説明を求めましたが、本所、あるいは支所の機構と機能、人員配置については検討中ということでありましたが、住民の側といたしましては、住民サービスとのかかわりも非常に深い、そういうことから、住民の関心も非常に高いものがあります。したがって、住民の方々はどういうふうになるのかということを知りたいというのがあります。新市が発足してから「あねえなことになっちゃったか」というようなことでは実際困りますので、その辺の事情について、できるだけ早く概要でも発表されたいというふうに思うわけでありまして、この間の事情等がわかれば御説明をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、事務局。

(事務局)

組織機構につきましては、もう既に合併協議会で調整方針につきましては御承認をいただいております。今の御質問は、いわゆるどういった組織機構になるのかということで、これは同時並行的に合併準備の中で対応をいたしております。今の状況で申し上げるならば、近いうちにある程度のものが出てくるということで、もうしばらく合併準備の中で検討させていただきたいというふうに思っております。今できるだけ早くというような御要望をいただいておりますけれども、準備の方でもそういったできるだけ早い段階でまとめていきたいという気持ちを持っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それからもう一点、いわゆる職員の関係でございますけれども、財政計画の中で10ページですか、これは当然組織機構と絡んでまいります。その中で、例えば総合支所に何人置くのか、本庁に何人置くのか、そういったことは当然出てきますけれども、まずそういった組織機構を固めていく中で検討していくことになろうかと思います。

いずれにいたしましても、住民サービスの低下を招かないということが前提でございます。そうした中で前回も申し上げたかと思いますが、定員適正化計画を策定する中でそういった職員の適正配置というものについては対応してまいりたいというふうに思っておりますの

でよろしく御理解をお願い申し上げます。

以上です。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

大体わかりましたが、近いうち、もうしばらく待ってほしいということですが、おおよそど
のころになるのかがわかればお願いしたいんですが。

(河村和登議長)

はい。

(事務局)

合併事務につきましても、首長会議の中でその都度その都度協議をしながら慎重に対応いた
しております。組織機構につきましては、来週中には中間報告ということで、首長さん方に御
報告を申し上げながら、詰めを行っていききたいということで、現在そういったような状況にご
ざいますのでよろしくお願い申し上げます。

(河村和登議長)

今、御心配の新市が誕生した後、住民サービスの低下とか生活の不安とか、そういうことが
ないようにしっかり取り組みをしていきたいと、このように考えております。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

一番心配なというのは、ここの新市建設計画 28 ページ、行政サービスシステム構築事業と、
日常的に窓口業務というサービスの低下が、合併によってややサービスが悪くなったのとい
うようなところに直接響く、あるいは直接感じる部分じゃなかろうかと思っております。そう
いうことで、やはりこの行政サービスシステム構築事業というのは、非常に私は重要なポイント
になるんじゃないかと思っております。特に窓口業務については、この住民サービスの向
上をこれをやっぱり中心観点にして、支所、あるいは出張所、こうしたものの総合窓口、こ
ういったものも設置する必要があるかなと思ってみたり、あるいはただ今郵便局との連携した
行政サービス、いわゆるワンストップサービス、こういったものも実例では岡山県が相当積極
的に取り入れておりますが、本新市においても、こうしたサービスを積極的に取り入れながら、
その基本的なサービスをしっかり支所、あるいは出張所等でカバーできない部分を十分カバー
していけるような体制づくり、これらも必要ではなかろうかと思っております。そしてまた、
今日で時代の要請であります電子自治体システム、こうしたものも積極的にこれが形づくっ
ていかなければいかんと思っております。

そこで、具体的にこうした取り組みについてはどういった計画をお持ちであるか、田中委員
と同じようなところになりますが、いずれにしても、新市になればそうした取り組みを積極
的にやっていかなきゃいかんと思いますが、具体的にはどういった取り組みを考えておられる
かといったことを確認をしておきたいと思えます。

(河村和登議長)

はい、事務局。

(事務局)

先ほども田中委員さんの方からもこの 28 ページの関係で本庁、支所等の適正配置というの
もありましたけれども、あわせてお答えしたいと思いますが、ここに本庁、支所等の適正配置
というふうに書いておりますのは、現在ある支所につきましては、2 市 2 町のそれぞれの行政

区域内において設置されているものでございます。新市においては、その2市2町の行政の境がなくなるわけでございますので、管轄区域の変更などが住民サービスの向上のために必要になる部分もあるという考え方で記述をしているものでございます。具体的にという部分では、

れとのすみ分けというものを考えなければならぬだろうと。実はちょっと最近に産業技術センターの方へ行ってまいりまして、中も見ているいろいろ説明を受けたんですけども、結局4つほど戦略プロジェクトで環境分野と福祉医療分野と情報通信分野と生活文化分野ということだったんですけども、そのうちの環境分野については、できれば周南の方へ、新しい産業交流施設の方へ移転してほしいというのが素直な感情でして、当然周南の場合は基礎素材型の産業が立地しているという、地域としての資格優位性があるわけですから、その点ですね。

それと、もう一つは、これが経済産業省の資源エネルギー庁の委託で財団法人の中国産業活性化センターというのが周南資源循環センターの設置可能性調査というのがことしの3月に出来まして、これが平成12年に全体的なものがあって、最初に前段があって、そのうち幾つかの提案があったうち、周南資源循環センターについては、かなり実現可能性が高いということで私も議会の方でお願いして、徳山市の方で積極的に動いてもらってこの調査ができ上がったんですけども、その中に私が考えていたのと同じことなんですけれども、環境産業支援センターというのが結論として提唱されているわけです。これが要するに山口県が周南地域において設置を検討している新たな交流拠点施設においてその中に位置づけられるのが最も適切であるという、こういう提案がしてありますので、この点を踏まえまして、新たな交流拠点施設整備事業の中の概要で想定される機能の中で研究開発支援事業、これの中の一つの一例として環境産業支援センターの検討ということもできればつけ加えていただきたいというのが一つ提案です。

それともう一つ、その環境産業支援センターというのは環境産業について支援するんですけど、その後実際的にリサイクル団地というのが当然必要なわけなんですけれども、これについては、その次の徳山下松港港湾整備事業というのがあるんですけども、実はこれは平成12年に経済産業省の中国経済産業局が瀬戸内海エリアにおける静脈物流システム構築に関する調査というのが出しておりまして、この中で中四国、近畿の港湾の中で5カ所が総合リサイクル拠点として位置づけられておるわけです。それで、その5カ所の一つが徳山下松港と。もちろん県内では唯一。一番近くが北九州と、それからたしか福山だったと思うんですけども、四国にはないということで、そうすると、これももちろん重要な点で、この概要の中にできれば中四国地方の広域的な総合リサイクル拠点としての整備の検討というのをこれを受けて入れていただきたいというふうに、この2点について要望ですけども検討していただければと思います。

以上です。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

今、2点ほど御要望いただきましたけれども、これは事務局の方でも検討させていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(吉村徳昌委員)

副会長が余り言うてもおかしいんですけど、これは重要な問題ですので。

産業会館について、新南陽の議会と私たちもいろいろ考えておりますけど、今の藤井委員さんが言われるのと少し私たち違う考え方持っておりますので、一緒になって考えてもらったらと思っております。

私は、周南が活性化するためには、やはり徳山駅を中心にして何かいいまちができないかと、

その起爆剤として産業会館をいかに活用するかという観点で建物なり箱物を考えた方がいいんじゃないかというのが、これは私の考えですけど、そういう考え方を持っております。

ただ、今、地場産業ですか、センターとかそういうふうなものに似たようなものを持ってきて、本当に周南の活性化になるかどうかという疑問を持っておりますので、やはりそういう県の大きな施設が徳山の中心部にあって、それを起爆剤にして駅前なりその周辺が活性化するような機能のある施設を持ってきた方がいいんじゃないかと、これは私の考え方でありますので、そういうことを含めて、産業会館となっておりますけど、何を持ってきたら一番周南が活性化するかと。宇部にある同じような施設を周南に持ってきても私は活性化しないと、そういうことを含めて今から県なり皆さんと中身についてはもう少し議論をする必要があるんじゃないかと、こういう考え方、これ私、新南陽市長としての考え方ですから、よその1市2町の首長さんとは話したことございませんので、そういう考え方を私が持っておるということを申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。吉平委員さん。

(吉平龍司委員)

徳山ばかり続けていいかどうかかわからんのですけれども、先ほども新市建設計画案の中で合併記念公園化整備事業も今回の協議会でという話もあったみたいなんですけれども、実は私も徳山の選出でありますので、徳山のことだけということになろうかと思うんですけれども、今回の2市2町の地域に出向いていろいろ意見なり町民の方とかお話を聞いていますと、やっぱり若干今回の新市建設計画等で、今、途中でありますけれども、事業のすり合わせの中でのメリットは0%に近いほど伝わっていないという現状があるように感じてならないわけです。それはあくまでも私もこの協議会の中で提案もさせていただいたわけなんですけれども、まだまだ情報伝達が十分行き渡ってないのではなかろうかというふうな気がしてならないわけであります。

そんな中で、先ほどの合併記念化公園もありましたけれども、また産業会館のお話もありました。私もこういう合併の中で住民がどこを喜んでいただけるのかという観点で、先般西東京市に出向いてまいりまして、コミュニティバスに乗らせていただいて、いろいろ合併前での住民の意識の調査の中で、やはり建物ができたから住民が喜ぶのではなくて、その建物を関係市町の住民がどう活用していくかということが非常に大事だということをその議会の議員の方にも聞きました。

そういう中で、今回26ページでしたでしょうか、新市建設計画の中に一体感のあるまちづくりという中で、公共交通の拡充整備とか市民参加型イベントの創造事業等、いろいろ4点あるわけなんですけれども、そこらの部分について若干住民が本当に交流ができるような公共交通の機関のことも検討する余地があったのではなかろうかと思うんですが、コミュニティバスがいいのかどうかということも含めて御検討されたのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう一点は、31ページになるんですけれども、これも周辺の住民の方とのお話の中で、やはり高齢者の方が今回合併で周辺で一番不安がっておられるというのを感じをするわけであります。それはやはり医療でありますとか福祉でありますとか救急体制でありますとか、そういう意味で一番離れると、その中で在宅をされて生活をしていく中で、不測の事態が起こったときに、今言うのは徳山でも緊急通報システムがあるわけなんですけれども、やはりそういう体制が高齢者で独居で生活されている御老人に対しては、非常に不安がっておられる現実が私も聞いておりますので、そこらについても若干これは災害に強く安全なまちづくりになるのか、ちょっといろいろ分野が医療とか救急体制とかいろいろまたがる部分があるんですけれども、ぜひそういうところもしっかり合併する中で明示をしていただいて、緊急通報なんかも充実をする

ということもうたえないものかということをお要望させていただいて御検討いただけるかどうか御返事をいただければと思います。

（河村和登議長）

事務局。

（事務局）

2点あったかと思いますが、まず28ページの公共交通機関の拡充整備ということで、ここに目的掲げてますように、子供から高齢者まで安心して生活できるように、あるいは社会参加できるようにということで位置づけております。ただ、皆さん御存じと思うんですが、今バス事情は非常に大変な状況になっているという中で、非常に乗車密度低いということで、西東京は確かに非常に人口密度の高いところでございまして、コミュニティバスというやり方もあろうかと。そういう中でここに書いてますのは、現在あるバス路線をどう維持拡充していくかと。どうしてもバスだけでは乗車密度との絡みもありますので、乗り合いタクシー制度というようなものもございまして、こういったことの活用を考えていくのがより現実的ではなかろうかということで概要として上げてます。実際にこれを具体化する中では今おっしゃられたようなこともひっくるめ、また住民の皆さんの利用の動向のアンケート等を取りながら、具体化をしていかなければならないんじゃないかと。だからここに書いてあることだけに固定されるわけじゃございませんので、十分具体化するときには御意見、御要望を賜ったらというふうに思います。

それから2点目につきましては、御要望として受けとめさせていただいて、強調してどこかに位置づけるのか、緊急通報については2市2町とも持っている制度でございまして、強調して書くのか、あるいは実際に予算組みをするときにたくさん設置できるようにたくさん予算を組むのか、その辺をちょっと事務局で検討させていただきたいと思います。

（河村和登議長）

はい、中村委員さん。

（中村秀昭委員）

新市建設計画参考資料の3ページ、「市民参加型イベントの創造事業」と、こういうのが載っております。とかく地域の活性化とか、合併ということになると、このハード事業をどう張りつけるかということが第一義的にいろんな関心があるということですが、やはり地域を本当に活性化させていこう、それから元気発信都市という一つの大きなテーマがあるわけですが、そのためにはやはりハードとソフト事業が私は大変重要であるというように思うんですね。特にソフトということになると、平たい言葉で言えば人づくりと、こういうことになるわけですが、これの中でいろいろ市民参加型イベントの創造と、こう書いてありますが、私はやはり各地域のそういった祭りとかイベントとか、歴史文化を大事にしながら、やはり周南市ができたんだから100年、200年の大計に立って、全く今までよりも新しい発想で周南全体が盛り上がるような、さらにはよそから見に来てみたいなというようなお祭りといいますか、これをぜひとも我々の知恵なり、またいろんな地域を見て、僕はつくっていく必要があるんじゃないかなということを常々思っております。若干長くなって申し訳ないんですが、先般唐津くんちを見に行きました。余りにもすごかったので2日連続で見たんですが、由来をちょっとみてみますと、江戸時代に唐津の方が、伊勢神宮に行ったと。その帰りに京都に寄ったら、京都ですばらしい祭りをやっておったと。これをぜひ唐津に広めたいと、今から200年ぐらい前でしょいか、これが広まったんですね。だから私はいつも言うんですが、理屈とか何とかというのは後からつけられるわけですね。だからぜひともそういった全国的な祭りを研究しながら、やはり周南市になったら若干すぐやれとは言いませんが、3年なら3年計画の中でこれをやったらや

はり子供から大人まで全部が喜ぶというような、そういうものを創造すると私はプラスアルファが出てくるんじゃないかと。唐津の例は一つの例でございますけれども、全くその理屈っぽいものはないわけですね。見た人が京都でやったのがよかったと。これをぜひ唐津でやって唐津を元気にさせたいと。それから約200年続いております。素晴らしい人が山を引いておって、私も感動して2日連続見たんですけど、やはりそういったこと、さらには、さっき言うたように、地域は地域固有の歴史文化がありますから、それはそれとして大事にする、さらには合併したんですから、みんなが盛り上がってくる、そして全国にいつてらっしゃる我がまちの出身者が「うん、帰ってみようか」と、こういうような元気のあるものをつくっていかなと、先ほどうちの市長が言いましたように、単にハードのものをつくっても、それはもう全国レベルからいったら大したことはなかったということでは私は全く意味ないと思うんです。

したがって、やはり合併というのは物をつくることも大事じゃけど、人々の心をいかに高め、夢を持たすかというのも大きな目標でございますので、ぜひともひとつみんなですういった祭りの創造を考えていただきたいと。そのためには研究会といいますか、そういうものをひとつぜひともつくっていただいて、新しいものを本当に今から100年、200年先を見て創造していくと、これも大きな合併の大義じゃないかと、こう思いますので、ひとつよろしく願いしたいと、このように考えております。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

新市建設計画につきましては、一般的なことを申し上げますと合併市町村の一体性の速やかな確立ということが作成要領に載っております。そういった中で、一体感のあるまちづくりということは非常に大切だというふうに認識しております。そういった中で、事業的に見ますと、ソフト・ハード両面にわたって、この計画につきましては配慮させていただいております。20のリーディングプロジェクトがございますけれども、半分近くはソフト事業にも配慮をさせていただいております。そうした中で、特性のあるまちづくり、いわゆる祭りを初めとして、そういったことも非常に大事ではないかと。これにつきましては我々も全く同感でございます。そうした中で、今回の新市建設計画の基本目標は「元気発信都市の創造」ということを掲げております。そういった中で、ただ今いろいろ御意見をいただきましたけれども、こういったことは今後重点的に取り組んでまいりよう検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしく願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

非常に夢のある中村委員の意見に私も賛成であります。

ちょっと現実に戻りまして、先ほどから出ております組織機構、あるいは総合支所のあり方というところで、私たちの特別委員会、あるいは連絡会議等で出た意見を少しお伝えしたいと思います。

こうやってだんだん協議が進んでくると、私たちの町、ほかでもそうかもわかりませんが、さあ役場がどうなるんじゃないかと、支所として残るけどどうなるんじゃないかという心配がすごく起きています。そうした中で、先ほど来週中にもいろんなことが示されるであろうというお答えがありましたが、ひとつこの総合支所のあり方というものを十分に配慮していただきたいと。そしてどの程度にこの総合支所が当分の間は今の状態が維持されるのかというようなものを示していただきたい。そのことが町民にとっては少し安心につながるものでもあるわけ

であります。

それから、意見としては、総合支所というものができて、今までは鹿野町は鹿野町としてのいろんな財政からいろんなことを皆やってきたわけではありますが、さて総合支所になったらその辺の権限といいますか、立案機能だとかいうものがどのように機能するんだろうかというような意見も出ました。そういうこともあわせて私たちの町で今危惧されていることというのは、もう一気に職員が半減するんじゃないかというような意見まで出たり、いろんなことが危惧されております。その辺のことも踏まえての来週に示されるというその案を首長間でしっかり議論していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（河村和登議長）

はい、どうぞ。

（田村勇一委員）

私は、新南陽の三浦委員がいつも夢を語られるんですが、ちょっと私も少し夢を語らせていただきたいというふうに思うんですが、実は新市建設計画の中にこれという目玉が余り見受けられないというふうに言われたんですが、その中で若者が集うという意味で先ほど吉村市長もお答えになりましたが、やはり徳山に目玉をつくっていただきたいというのが願望でございます。

その中で、一つには、新しい庁舎、いずれはこれは建てなきゃならないんですが、先般も新南陽の渡辺委員が言われましたが、市の庁舎を徳山の駅ビルに建てたらどうかなと。これなぜかといいますと、やはり今全国で新幹線が発着する中で市庁舎があるところはないわけです。例えば市庁舎の中から新幹線が発着するというような形ですばらしいまちが、子供たちが夢である銀河鉄道というような形でできるんじゃないかというふうに思います。そうすると若者の集うところができるし、いろんな形での展開がそこから発信できるんじゃないかというふうに思います。またこれから高齢化社会が進みますし、お年寄りもふえるわけですが、交通機関を使うためには、公共機関ということも考えられますし、やはり山口県で一番のまちということの意味も含めまして、ぜひとも駅ビルに市庁舎をどうかなというふうに提案したいと思います。

その中で、また県庁と直接結びつくためには県から直接高速道路をつくって、15分で山口に通えると。ひいては山陰の住民を徳山に引っばると。そこからまた、「のぞみ」を山口県にまだとまってないんですが、新幹線の「のぞみ」が発着するというような形で新しく展開できるんじゃないかというふうに思います。私のこれは夢なんですが、ぜひともこういう一つの夢を描けるような新市建設計画がこれから出て、少しでも実現に向けて可能性のある新市建設計画ができればなというふうな一つの夢を語らせていただきました。よろしくお願いいたします。

（河村和登議長）

はい、どうぞ。

（黒神公直委員）

民間の方から声が出ないので、夢という話が出ましたもんですから、実は今最も風当たりが強いのが商工会議所だと思っております。大変不景気でございますが、しかし経済をさておいては私はいろんなことは語れないというふうな気がいたしております。今大事なのは少子高齢化と、それからもう一つ、経済で考えなくてはならないのは、グローバル化だということでございます。

そんな意味で、実は私は徳山下松港に皆さんの目を向けていただきたい。徳山下松港というのは新南陽も光も入るわけでございます。先般、4つの商工会議所で話し合いをしたんですが、いすけれども、やはりグローバルに向かって考えていくということ、その方にこの周南は目

を広げれば、私は夢が広がるんじゃないかと。まずそれで考えられることは、いわば世界の外資の系統の外資の企業がどうかこのあたりに誘致できないものかというようなことだとか、それからまた、そのためにはコンテナ基地を十分に立派にすること。ウオーターフロントのことが書いてありますけれども、しかしそのためにはアクセスがまず大事だということが考えられまじょうし、いろんなことが考えられると思いますので、ぜひグローバル化に向けて目を開いていただきたいというふうな気がいたします。よろしくお願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(藤村周介委員)

新南陽の藤村でございます。ここにおられる皆様方の大半のお子さんというのは、皆さんもうほとんど成長された方が多いんじゃないかと思うんですけど、私は実際小学生の子供を3人抱えてまして、このプロジェクトですね、新市建設計画というものが本当に実現すればすばらしいものだ。また合併した後のこれが実際すぐ実現するものではないというふうにも感じています。じゃあ子供たちの将来というものが結局我々の子供がこのまちを支えていく人材となるわけなんですけど、そういった子供たちにもきちっと周南の未来みたいなものを伝えられるような何かの一つの交流の場といいますか、もっと言葉そのものも平易なものにしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

この中に、これ読みますね、まず中学生でも理解難しい言葉もたくさんありますし、ゆとりとか触れ合いとかといっても、じゃあそれゆとりって何なのかと、触れ合いって何なのかって、実際の行動に起こせるものとか、そういったルールがあってもいいんじゃないかなというように思います。

先ほどからいろいろ聞いてましてちょっと思ったのは、例えば周南で唯一市民みずからが登録する、そして報いとか見返りを決して求めないボランティアの組織をつくってみるとか、そのルールとして、例えば自分が住んでいる周辺の半径100メートル、200メートル以内のボランティアを何回やったとか、それによって実際に、じゃああなたは市民のボランティアとして認めますよとか、場合によっては農業を手伝うボランティアの人がいてもいいと思いますし、お年寄りを助けていくボランティアの方があってもいいと思いますし、何かそういうルールといいますかですね。交流といいましても、交流というのは一方通行の交流じゃ私はやはりだめだと。基本的には相手からの返ってくるものがあって初めて交流だというふうに思いますんで、もっと伝えていく上でも言葉そのものも平易なものであってもいいようにも思いますし、そういう組織が何か市として行政として一つのルールができないんだろうかなというふうに思います。

以上です。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(福田孝志委員)

福田でございます。今のお方、また中村委員さんの発言がありましたが、全く同感でありまして、この今から21世紀のまちづくり、これは今の子供たちといいますか青少年、やはり後継者の育成が何よりも非常に大切ではないかというふうに思っております。

鶏に例えてちょっとどうかと思うんですが、人間は鶏以上でありますんで、鶏もひよこの時代、いわゆる青少年時代に狭いところで将来のために短期間に太らせると何か起こるか、これはいじめが、いわゆるしりつつきが多発するのです。子供たちも狭いところで一つの目的、学力も大切ですが、いろんな将来のためには、たくましい子供をつくり、これには大人と

子供の大きな交流と体験活動が非常に大切ではないかと思います。そういった場づくりを1カ所でなくして、いろんなところでこの場ができる体制づくり、やがて大人になって今度は生産活動、鶏でいうと卵を一生懸命産むことが本業になって、狭いばかりで建屋のいいところでクーラーのきいた非常に環境のいいところで卵を産むと非常によく産みますけれども、疲れが出て短い、鶏は人生ではありませんが、やがてもう限界が来ます。そうすると、もう廃鶏に回される。人間でいうと一生懸命会社勤め終わって、定年になるともう行き場がない。やがては老人ホーム。鶏も廃鶏になった鳥を果樹園等に追っ払すと、また元気が出てとさかが真っ赤になって活動し始めて、またこの命がなくなった鶏が卵をやがて産むようになるんですね。今の高齢者が非常に何か鶏にも似ているように思えてならないのです。

施設に入れた人間が元気になるかというのと、入れた途端に弱る人が非常に多いような何か私の錯覚でしょうか。これはやはり子供たちと若いエネルギーと一緒に何か活動の場をしっかりとつくっていただくことによって、また生きがいのある高齢社会といいますか、元気が出、そういった場所づくり、きょう子供たちが私の長女は学校外活動の一つで川遊びをしております。この川のよさを知っていただきたいというのでいろいろ体験をしておりますが、鹿野町はこの川と山が非常にいいところですけども、さて子供を遊ばせようと思うと、今は河原がなくなり、葦の山となっております。こういったところが各地にありまして、昔は非常に河原が多かったものです。この河原をまた再現するような、徳山方面から、あるいは広島方面から新市の周南市に来てみい、こんな自然があるぞというような山、川をぜひつくって、近辺にはない環境ができないものか。それによって、新市に行ったら非常に病人もおらんし、年寄りも元気だというのは、そういう環境の中からできると私は強く思っております。そういったひとつ場を何としてもしたいな、みんながせんじゃ私一人でもしたいなと、こういうように思っております。

もう一点は、ここで私は追放を受けるかもしれないと思うんですけども、議員の皆さんがいらっしゃいます。この議員の方々に何としても今からの新市には中心になって働いていただくことによって、新しい市民が何も文句言わずについてくれるのは、この皆さんの新しい議員の方々だと私は思っております。何が申したいかと申しますと、私は農業をしております。家族で一生懸命働いてもわずかしかなりません。それでも年間には相当の子供たちのために小さな頑張りをしております。議員の方にはこういったら御無礼ではございますが、私たちから見れば、何か相当な報酬があるような感じがするんです。まことに御無礼でございます。この報酬に負けない頑張りをしていただきたい。報酬をカットせとか、または期末手当をもげというのではありません。働かないのならもいほしいというように思っております。もう実際のことですが、実際というより本音のことですが、しっかり働いていただいて、市民ももうちょっと上げいというぐらい働いていただいて、新市のために頑張っていたら、国民年金が上がるが水道料金が上がるが、もうそれは問題ないことだと思います。しっかり頑張っていたら私たちもそれ以上について頑張りたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

実務のお願いなんです、資料の中に事業ごとの概算事業費というのが出ておりますが、これが単独事業の場合は大体の金額がこれでわかるんですが、これは単位事業を積算されて出てきた数字なのでしょうか、それとも概括で出されたのでしょうか。もし積算されたのであれば、事業ごとの単価、事業ごとの事業費がわかれば、これは後ほど事務局からいただいてもいいんですが、いただけないかどうかという点をひとつお願いしたいと思いますが。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

本日お配りしました各分野別の事業費でございますけども、各市町村、決算統計とかいろんな統計資料ございます。そういったものを過去数年間、あるいは物によっては10年ぐらい見まして、それによってそれぞれの事業費がおおよそ10年間この程度の割り振りになるであろうということでお示しをしております。

それと、事業そのものを合併前から合併後への継続事業もございますし、それから新市になって着手して3年か5年で終わる事業、あるいは新市になって着手をして、この10年間の計画のさらに5年後、6年後に完了するというさまざまな事業ございますので、比べるといいですか、今の財政計画を見る上では、こうした全体の枠の中で御判断をいただきたいというふうに思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

先ほど福田さんのおっしゃることは肝に銘じております。しっかりと働くようにということでありますので任せてください。一生懸命やります。

そこで、皆さん方に御理解をしてほしい問題がありますが、まず新南陽市の医療施設であります。この件については3市2町のときにもいろいろ物議を醸したほどではありませんが、十分な議論ができてないということで先送りになっておりました。平成12年度から新南陽市は新南陽市民の負担によって新しい医療施設をつくったことは御承知だと思います。ただ今経営が3年目に入っておりますけれども、我々は周南の西部地域の医療の拠点施設であるという位置づけをしております。

ちなみに、平成13年度は、徳山市西部の皆さんの利用が28.5%と、4分の1強でありますね。全体から見ますと、新南陽市市内の利用率が64.3%、市外の利用者が35.7%ということであります。この数字をどのように感じられるか、思われるかは私はわかりませんが、少なくとも、ただ今現在は35%を超える新南陽市市外の皆さんの医療のためにサービス施設として今提供しておるところであります。これが新市になったときに周南16万弱の市民の皆さんが、西部の地域の医療を支える拠点施設として認知を当然されるかと思えます。ですから、こういう経営については特にシビアなところを要求されますけれども、今日では非常に外来患者も目標以上に超えておりますし、もう経営も相当軌道に乗りつつあるところなんです。こういったことも理解をしていただいて、御心配をしておりますけれども、新市建設計画の38ページにありますとおり、医療救急体制の充実したまちということであれば、当面の赤字経営を余儀なくされておりますけれども、これらがどういう皆さん方の認識によって医療拠点施設として支えていけるか、こういったところはぜひとも共通認識、あるいは共通理解をしておいていただきたいと思っております。

また、老健施設も平成16年度からスタートするように計画をしております。ますますそういった医療の拠点施設としての付加価値を高めながら、これらがしっかりと新市の医療サービスの充実した部分ということで位置づけをしていく、それに対する市民の皆さんの負担については、当然それらは受忍の範囲、このように私は理解をしていただきたい、こう思っておるわけであます。

それから、消防、あるいは防災の問題でありますけれども、ずっと従前から言われてきておりました小規模消防、これの広域化ということでありますが、小規模消防の広域再編、これは

合併によるのが一番だということで消防庁の通達の中にも出ておりましたが、今回はそれがまさに現実のものになるわけであります。そこで消防の防災整備、これについては従前の合併によって消防、あるいは救急、あるいは防災システムが後退するようなことがあってはならんと、こう思うわけであります。特に新南陽市は知ってのと通りの工場を抱えております。これに対応できるだけの消防設備、あるいは装備を今大変な負担の中で運営をしております。これらが十分新南陽西部、これらに対しての消防、防災、救急、あわせてサービスが向上する、そうしたシステムがさらにレベルアップするがための運営にさせていただきたいと、こう思うわけであります。そこで、ぜひともこの新市にこうした問題も積極的、緊急な課題として取り組んで現実のものにさせていただきたいと、こう思っております。

意を尽くしておりますが、医療の問題、消防救急の問題、私なりに皆さん方に訴えながら御理解をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

(河村和登議長)

はい、どうぞ、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

前回のときにちょっと合併記念公園化の整備計画というのをお願いしたんですが、中身は僕もはっきりわかりませんが、やはりここに書いてありますように、一つの区切りということもありますんで、モニュメントとか、それからいろいろありますが、大金をかけんでも最小の経費で最大の効果が上がるような、そういうことから、これなら極端に言えば来年の4月21日に今から準備すれば間に合うわけですね。それでほかのプロジェクトということになると、なかなか準備にかかるということで、やっぱりできることなら無理に大きなモニュメントは要らんわけですから、ぱっとこうなるようなものを各地域がつくっていけば、本当に一体感が醸成できるんじゃないかということで、ぜひともプロジェクトの中にちょっと入れてほしいなということと思うので、その辺のお答えがあればひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(河村和登議長)

合併記念公園化等については、ほかの方からもたくさん御要望をいただいておりますことから、できればリーディングプロジェクトの中に記述させていただきたいと、このように考えておりますので、ようございますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、三浦委員さん。

(三浦義孝委員)

3市2町のときに駅ビルに市役所を建てたらどうか、ほかの市はこの際600億円は遠慮して、とにかく徳山のまちをよくしたいんじゃないかという辛抱を、それが大きな目玉になると言いましたが、そのときは「そうだそうだ」という声は全くありませんでした。しかし、今回はそんな夢を語るうちに「そうだそうだ」という何人かの意見を聞いて本当に心強く思います。

今でも本当に拠点性の向上ということに大変なエネルギーをつぎ込んでいただきたいとあえてお願いをしたいと思うんですが、実はちょっと変わりますが、その他の項で申し上げようと思ったんですが、私は3市2町のときの大変一番思い出してもショックなのは、ある市のある団体のある委員の方が、新南陽市の財政状況を指して大きなパネルを持ってこられて、これが新南陽市の何丁目のこの土地で、いわゆる評価額がこれで実勢価格がこれだと言われたときは、

私は今でも思い出したくないような大変なショックでありました。それは、私が新南陽市民ということでなしに、そのときは合併の是非とかそういう根底が違うからかも知れませんが、しかし今回は合併を前提とするということで協議が肅々と進められているんですが、どうしても先ほどから新南陽市の土地開発公社の問題とか、いみじくも兼重委員が先ほど発言されましたように、先ほど休憩時間にも新南陽市民病院のことがちらちらと隣の方で話をされていますのを聞きますと、まだ相手のあら探しがあるのかなと思うと大変残念であります。

先ほどの吉村市長の答弁が私はすべてだろうと思うんですし、資料はすべて公開されているわけで、市長の市民との懇談会の中でも資料を持ってはっきり説明をされているわけですから、しかしそれがなかなか他の市から理解をされない。現に長田団地あたりは、確かに土地開発公社の物件になっているかも知れませんが、すばらしい団地でありますし、市内はどこへ行っても本当に水洗トイレで、希望すればウォシュレットで毎日快適な生活をしているわけです。新南陽市の和田が飛び地であります。いわゆる合併すると一番端が過疎になって見向きもしなくなると言われますが、しかしあそこに徳山市に本社がある大きな印刷会社が新南陽市の和田に立派な工場をつくられて、その社長ともあそこへ行って時折話すんですが、「三浦さん、徳山からここへ来てみたらびっくりするな。この工場のある近辺には五、六軒しか家が見えないけど、どこにも皆水洗トイレが完備している。すばらしいまちづくりだな。過疎地とか何とか外れにこんなことがやってある行政があるんだな」ということを感心されながら聞くんですが、私どもがそれなりに高福祉高負担じゃございませませんが、やはり水洗トイレをするためには、各家も皆それなりの応分の負担をして今生活を享受しているわけであります。

市民病院の問題がさっきありましたが、本当に今中身は私どもはよくわかりませんが、多くの患者が来院されて、特に整形外科の院長先生をはじめとして、昼御飯食べられるのが恐らく2時か3時ぐらいじゃないかと思うぐらい、しかも他の市、西部の方、鹿野の方からもたくさん来ていらっしゃる。しかもまた今度は、何か糖尿病の専門の病院にもなるということを聞きますと、大変市民はあの病院を誇りにし、また住んでよかったという安心感でいっぱいであります。

ごみの焼却にしても、先ほど説明がありましたように、燃料化という全国でも先駆けた最先端の処理方法になっているわけであります。私は、こうしたそれぞれのまちでそれぞれの経過の中で投資をしてきたこと、歴代の首長さんや、あるいは議員さんの努力で、こうした町に住んで本当によかったと思いますが、それはまた、それだけの負担を強いられているのも事実であります。それだけまた負の財産を持っているのも事実かも知れませんが、先ほど市長の答弁のように、決してそうではなくて、純益はこれだけあると、お互いに信じ合いながら進まなければいけません。相手のあら探しをすることは大事ですが、私たちは自分のまちがそれぞれ新しい市になったら、こんな誇りのあるまちだ。私は、熊毛町と合併したら、熊毛町にツルが飛んできますが、本州で唯一のツルが飛んでくるまちだよ、今までは私どもの近所に、熊毛町にということを言っていました、今度は私たちの市にツルが飛んでくるということが胸を張って言えるようなまちになるわけであります。

どうぞお互いにあと255日ですが、あら探しがあれば、当然その市役所なり議員さんに聞かれていただいて、場合によってはもうあと2回の協議ですが、日があれば、どうぞそういう不安がられる方は、新南陽市が対象になるから言うんじゃないかもしれませんが、ぜひマイクロバスでも来られて、今のような該当の箇所をぜひ見ていただいて、ぜひ安心して来るべき4月21日というか、それより前の合併調印までぜひみんな、いわゆるそういう前向きの気持ちで不安やあら探しを持って合併したのでは私は全く意味がないと思いますので、ぜひ前向きに進もうではありませんか。周南合併まであと255日。

終わります。

(河村和登議長)

たくさんの御意見いただきましたけれども、はい、どうぞ。

(廣本武生委員)

廣本でございます。先般、この幹線道路のことをお願いしましたら、きょうお答えをいただきましてありがとうございました。

先ほどから大変新市に対しての夢のあるお話、大変結構だと思いますし、私も夢は持っています。ただ、皆さんによく聞いていただきたいと思うんですが、現実には徳山市の市民、あるいは新南陽市の市民の皆さんが、鹿野あるいは熊毛、これがこの新市の中に入ってくるというお考えよりは、鹿野の住民の方が徳山市と一緒になるというところが、かなりこの受けとめ方が現実とは違うということを申し上げたいと思います。

今、時の流れ、そして新しい新市に対する期待感というものもないということはございません。若い人には特にあるのでございますけれども、全般的に鹿野町の住民をとらえて私から申し上げますならば、大きな不安を持っているというのが現実でございます。それは、非常に皆さんも鹿野においでになられたことがあろうかと思いますが、28キロちょうどこでございます、鹿野まで。非常に道路網が悪い。皆さんも御存じのように、今向道湖のところで工事をやっておりますが、橋を1本かけるのに既に1年以上経過をいたしております。毎日毎日通勤する者は大変でございます。

この310号線、いろいろ河村市長さんも御努力いただいて、毎年陳情に東京においでになったろうと思いますけれども、なかなか遅々として進まない。そして町内におきましても、西河内地区というところを今一部やっておりますけれども、なかなかこの拡張工事、これができてないというのが現実であります。そしてさらには、鹿野町内の道路網の整備も県道も通っておりますけれども非常におくれております。

こういったところで、徳山市がいかによくなっても、私はこの道路網の整備が完全にできないと本当の一体感のあるまちづくり、こういうことにはならないんじゃないかなと。もう少しスピーディーにこれを進めていくことをぜひこの新しい市が発足するに当たって皆さんから一生懸命に是非県に陳情していただいて、この辺は非常にこの徳山市、新南陽市に比べて非常におくれてるわけでありまして。ということは、やはり鹿野町では新しい市ができたなら人口が減るんじゃないか、若い人が皆出ていくんじゃないか、年寄りばかり残るんじゃないか。バスもさっきお話出しましたが、乗車率非常に悪いです。1路線で1日のうちで1人しか乗らないというバス路線もございます。今は町がかなりの金を突っ込んでこれを維持しておりますけれども、こういったことについてもどうするのかという問題もあります。

高齢者は非常に大きな不安を持っているのが現実であります。この辺もよくお考えをいただいて、夢のあることを語ることも大切であります。大きな市と小さな町が一緒になるときに小さな町の皆さんがどんなに不安に感じているかということもどこかにあるということをひとつお考えをいただいて、ぜひこうした過疎の町、鹿野をひとつ一緒に徳山市と同じでやっつけられるような一体感のあるまちにさせていただくようお願いをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

(河村和登議長)

最後に、藤井委員さん、どうぞ。

(藤井康弘委員)

先ほど藤村委員さん、一番若いんで子供さんが小学生ということと言われたんですが、私もかなり年上だと思んですけど、超晩婚で妻も超高齢出産だったので今幼稚園なんです。それで娘なんですけど、この子が大人になったらどういう世界になるだろうかと、非常に思うとい

ろいろと考えることがあります。ただ周南については、合併といういいまちをつくる手段がある、これは大変幸せなことだと思います。合併したくてもできない地域というのはあるわけですから、その点でぜひもう世の中進んでいるわけですから、早く合併しなければならないというふうに子供たちのためにも絶対やらなきゃならないというふうに思います。

それで、会長の方へ御提案するんですけれども、徳山市議会の合併調査特別委員会では、前回に続きまして、再度「新市建設計画」について協議しまして、中心市街地活性化事業よりも福祉施設をというような少数意見も一部にはあったんですけれども、大方の意見としてはマスタープランとしてよくできているということでございました。ぜひ次回には、きょういろいろ建設的な意見もたくさん出たと思いますので、それを踏まえられて議案として提出されるように要望いたします。

（河村和登議長）

今、皆さん方にお諮りを申し上げますけれども、継続協議として「新市建設計画」、財政計画の中でたくさんの御意見をいただきました。ハードの面、ソフトの面、あるいは現実をとらまえて、あるいはグローバル化の問題等々いただきました。このことを踏まえまして、御意見、御要望を踏まえまして、事務局で最終調整案をつくらせていただきまして、次の協議会の中で議案として提出させていただいて、その中でまたしっかり議論をしていただきたい、このように考えます。

また、新市建設計画につきましては、合併特例法に基づく知事協議に先立って県との事前協議を行うこととなっておりますことから、きょうはたくさんのお話をいただきました。事前協議の中でそのことも踏まえて協議をさせていただきたいと考えますのでよろしくお願いを申し上げます。

はい、どうぞ。

（児玉研一委員）

熊毛の児玉でございますが、最後にこういうことを言いますと不謹慎というようなおしかりを受けるかもわかりません。ただ私の気持ちとして一言皆さんにお伝えしておきたいと思っております。

といいますのは、先ほども皆さん現実の問題、また夢の問題、いろいろ出されております。徳山市の新庁舎の問題等もいろいろ出ておりますが、私はこの2市2町は最終的には4市3町、会長さんが言われるように、いつもそういう基本的なスタンスでやっぱり考えていくべきだと思っております。ただ、ここは2市2町の法定合併協の席ですから、その2市2町の中のいろんな夢、いろんな現実の問題等、議論が出るのはそれは当然だと思いますが、私は一言、苦言とはいきませんが、私どもの隣の下松市、また光市、大和町というように、おのおの今周南の合併に向けて、あるところは住民サイド、そしてまたいろいろところで議論されております。そうしたものも踏まえた上で、やはりそうした立場を重んじて、この2市2町の法定合併協も進めていかにゃいかにゃないかなと、この辺がちょっと私夢を言えば僕はたくさんあります。しかし、そのことが今後の問題にも波及してくるんじゃないかなという一抹の心配がありますので、一言申し述べておきます。

以上です。

（河村和登議長）

ありがとうございました。言われたことを大切に受けとめて、これからも協議を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ちょっと時間が過ぎましたがけれども、本日の会議はこの程度で閉じさせていただきたいと思います。

なお、次の会議は8月19日午後1時30分からホテルサンルート徳山の方で予定させていただいておりますので、委員の皆さん方、大変御苦勞かけますけれども、御出席をいただきますようお願いを申し上げます。御協力ありがとうございました。

〔午後4時57分閉会〕

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長(議長) 河 村 和 登

署 名 委 員 住 田 宗 士

署 名 委 員 中 村 秀 昭

署 名 委 員 田 中 泰 典

署 名 委 員 土 井 公 夫